

平成 28 年 3 月 14 日 (月曜日)

平成 28 年度当初予算審査特別委員会会議録

(第 2 日目)

平成28年度当初予算審査特別委員会会議録第2号

---

平成28年3月14日（月曜日）

---

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

---

出席委員（15名）

委員長	高橋 兼次君		
副委員長	今野 雄紀君		
委員	後藤 伸太郎君	佐藤 正明君	
	及川 幸子君	小野寺 久幸君	
	村岡 賢一君	佐藤 宣明君	
	阿部 建君	山内 昇一君	
	菅原 辰雄君	西條 栄福君	
	後藤 清喜君	三浦 清人君	
	山内 孝樹君		

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤 仁君
副町長	最知 広君
会計管理者	芳賀 俊幸君
総務課長	三浦 清隆君
企画課長	阿部 俊光君
震災復興企画調整監 兼地方創生・官民連携推進室長	檀浦 現利君
管財課長	仲村 孝二君
町民税務課長	佐藤 和則君

保健福祉課長	三浦	浩君
環境対策課長	小山	雅彦君
産業振興課長	高橋	一清君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間	三津也君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港・魚集事業担当)	宮里	憲一君
危機管理課長	阿部	明広君
復興事業推進課長	糟谷	克吉君
復興市街地整備課長	小田原	満男君
上下水道事業所長	及川	明君
総合支所長 兼地域生活課長	及川	庄弥君
南三陸病院事務長	佐々木	三郎君
総務課長補佐	三浦	勝美君
総務課主幹兼財政係長	佐々木	一之君

#### 教育委員会部局

教育長	佐藤	達朗君
教育総務課長	佐藤	修一君
生涯学習課長	菅原	義明君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	佐藤	孝志君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	三浦	清隆君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	佐久間	三津也君
------	-----	------

#### 事務局職員出席者

事務局長	佐藤	孝志
------	----	----

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤辰重

午前9時5分 開会

○委員長（高橋兼次君） おはようございます。

一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

平成28年度当初予算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます、高橋でございます。

予算審査進行に当たりましては何分にも不慣れでございますので、委員の皆様方のご理解とご協力を賜りながら慎重かつスムーズに進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方についてご確認をいただきます。

特別委員会の進め方は、それぞれの会計ごとに細部説明を求め、その後、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思います。

質疑は、一般会計については歳入歳出別の款ごとに行い、その他の会計につきましては歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配布しております平成28年度当初予算審査特別委員会審査予定表を参照いただきたいと思います。このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り進めることといたします。

それでは、議案第54号平成28年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

各担当課長から細部説明をいただきますが、個々に指名いたしませんので順次挙手の上、説明をお願いいたします。

また、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

初めに、平成28年度南三陸町一般会計予算歳入の審査を行います。

1款町税、14ページ、15ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） おはようございます。

それでは、議案第54号平成28年度一般会計予算の細部説明をさせていただきます。

1款町税の説明の前に、初めに議決予算の部分をご説明申し上げます。

改めて、予算書の2ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ558億円とする内容でございますけれども、この予算の中身でございますが、震災復興分と通常分を分離いたしますと、通常分は76億6,500万円、13.7%。震災復興分が481億3,500万円、86.3%となります。通常分につきましては、前年度と比較いたしますと5.6%の増、震災分は7.0%の増となります。予算全体にいたしますと昨年度は522億5,000万円でございましたので、6.8%の増となってございます。

また、予算総額に占める義務的経費の割合、これが7.2%、39億9,500万円。投資的経費の割合が75.8%、423億2,000万円となってございます。

次に9ページの債務負担行為第2表でございます。

指定管理を除く部分のメインとなる債務負担行為の部分をご説明申し上げます。

まず1件目の移住総合窓口設置運営業務、平成28年度から平成31年度までということで、これは南三陸町の総合戦略の施策として移住総合窓口の設置運営業務を委託に附すものでございます。本年の7月をオープン予定という形でございます。

次に、1件飛びまして東日本大震災農再開支援資金利子補給。これは圃場整備地区を復旧する地区におきまして、営農再開をする際の運転資金として南三陸農協が貸し付けを実行する資金について利子助成を行う内容です。貸付期間は1年間、貸付限度額は1,000万円となっております。全体の金利が貸付金利3.7%でございますが、農家の負担が0.7%、農林中央金庫が1.0%、JA南三陸と町がそれぞれ1.0%ずつの負担となってございます。

続いて、東日本大震災農業経営安定資金利子補給。これは震災により被害を受けた農業者が農業経営維持の安定と地域農業基盤の拡充のために借り受けた資金に対して利子補給を行う内容です。貸し付け対象はJA南三陸の正組合員、年齢が20歳以上となってございます。貸付限度額については3,000万円、償還期限は12年以内でございます。金利につきましては全体が1.975%、JAの負担が0.738%、町の負担が0.737%ということで末端の金利は0.5%となります。

続いて、後段のほうに事業復興型雇用創出事業助成金がございます。これは東日本大震災発生時に町内に住所を有していた方など、採用時に失業状態だった方を対象に、この方々を雇い入れた場合に一定額ということで1人当たり最大120万円を助成する制度になります。今回、20名を想定いたしまして債務負担行為として設定してございます。

一番下のグランドデザイン計画管理業務でございます。これはにぎわい創出の具現化に向けて、具体的なまちづくりの計画に関する方向性、それと計画管理業務を委託する内容でご

ざいます。

次に、10ページの地方債でございます。

借りかえ部分については、後段でご説明申し上げます。3つ目の健康づくり支援事業。これは過疎対策事業のソフト事業を活用した内容です。任意の予防接種、それと各種がん検診の助成に財源を充当してございます。

漁港建設事業。これは震災以降一度中断していた石浜漁港の整備事業に充てる財源でございます。

観光交流促進事業。これも過疎対策事業でございます。教育旅行の誘致促進業務、それと地域案内所の窓口運営業務にこの財源を充てる予定です。

支援交流推進事業。これも過疎対策事業債でございます。感謝絆プロジェクトの推進事業の財源でございます。

道路新設改良事業につきましては、これは入谷の横断1号線の財源でございます。合併特例債を充当いたしてございます。

義務教育事業。これも過疎対策事業のソフト分を充当してございます。これは教員補助者の賃金等に財源を充当してございます。

庁舎災害復旧事業につきましては、この部分については、合併特例債を充当してございます。

臨時財政対策債については、これは地方交付税の代替財源ということでございます。本年度は2億2,000万円を予定してございます。

借換債が3つございます。社会福祉施設整備事業、学校教育施設整備事業、合併振興基金事業。これについては、平成18年度に借り入れた名足保育園の整備、それと入谷小学校の建設、あとは合併振興基金の財源として平成18年度に借り入れたものを本年度借りかえをする予定でございます。

以上が地方債でございます。

続いて執行予算に入りますが、12ページ、事項別明細の総括表をごらんください。当初予算でございますので、構成比と前年度の増減率について申し述べます。

1款町税、構成比は2.0%、前年比較6.7%の増。2款地方譲与税、0.1%、8.1%の増。利子割交付金、0.0%、マイナス76.5%。配当割交付金、0.0%、216.7%の増。株式等譲渡所得割交付金、0.0%、122.2%の増。地方消費税交付金、0.5%、27.9%の増。自動車取得税交付金、0.0%、14.3%の増。地方特例交付金、0.0%、増減率も0.0%。地方交付税、18.9%、マイナス9.4%。交通安全対策特別交付金、0.0%、増減率も0.0%。分担金及び負担金、0.0%、マ

イナス24.1%。使用料及び手数料、0.2%、23.5%の増。国庫支出金、16.5%、75.2%の増。県支出金、2.7%、マイナス51.5%。財産収入、1.1%、369.3%の増。寄附金、0.0%、マイナス99.2%。繰入金、51.5%、3.5%の増。繰越金、0.4%、127.3%の増。諸収入、0.7%、8.2%の増。町債、5.4%、58.2%の増。歳入合計、100%でございます。歳入の全体がプラス6.8%でございました。

歳出でございます。

1款議会費、0.2%、マイナス6.5%。2款総務費、4.7%、0.9%の増。3款民生費、3.9%、6.2%の増。4款衛生費、1.9%、マイナス26.3%。5款農林水産業費、2.2%、マイナス2.1%。6款商工費、0.7%、マイナス25.2%。7款土木費、1.6%、65.9%の増。8款消防費、0.9%、2.5%の増。9款教育費、1.8%、マイナス3.4%。10款災害復旧費、17.2%、59.0%の増。11款公債費、2.5%、15.3%の増。12款復興費、62.3%、マイナス0.3%。13款予備費、0.1%、マイナス22.1%。歳出合計、構成比100%で、6.8%の増という形でございます。

執行予算の14ページ、歳入1款町税に移ります。

1項町民税の1目個人、現年度課税分で3億6,500万円で計上いたしてございます。内容が、均等割の調定見込額を2,400万円、所得割の調定見込みを3億4,800万円と見込み、収納率98%で予算計上してございます。2目の法人税、現年度課税分1億600万円、内容が均等割を3,250万円、税割を7,550万円と見込み、収納率98%で予算計上してございます。

2項の固定資産税、現年度課税分4億8,670万円。土地家屋償却資産の全体を4億9,600万円ほどと見込みまして、収納率98%で見込み計上してございます。

申しおくれましたが、1項の町民税は対前年度比較11.0%の増です。2項の固定資産税は前年度比較プラス4.3%でございます。

3項の軽自動車税、現年度課税分4,003万円。調定見込みを4,100万円ほどと見込みまして、収納率98%で計上してございます。軽自動車税は、前年度比較5.8%の増でございます。

4項町たばこ税、現年度課税分9,400万円。調定見込み100%で計上してございます。たばこ税は前年度比較1.1%の増でございます。

5項の入湯税、現年度課税分520万円。これも調定見込み100%で計上してございます。

なお、町税総額が11億300万円ほどになりますけれども、合併後、町税収入が一番あった時期が平成19年度、決算でございますが、このときは13億4,600万円ほどでございましたので、平成19年度の決算額と比較いたしますと81.9%という形になってございます。

以上、町税の説明でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤委員。

○佐藤宣明委員 8番佐藤でございます。

町税についてご質問申し上げます。

ただいま総務課長から説明ありましたように、町税全体としては前年度比較で6.7%増ということでございます。町税につきましては、いわゆる復興後の町内経済の復興のバロメータ－ということで非常にその状況が数字であらわれるということでございます。そういう状況の中でお伺いいたします。

まず個人町民税でございますが、最終補正あるいは平成26年度の決算額に比較しまして7.5%、それから1.9%、それぞれ減という状況でございます。一方、法人町民税につきましては前年比で18.4%、最終補正に対しても3.4%の増で傾向をしているということで、町税全体としては平成22年度の震災前のベースに比較して、大体87%くらいなんだろうと、87%ですね。それくらいであろうと認識しているわけでございますが、それぞれ個人、法人、いわゆる減額見込みと、あるいは増額見込みという読みなんでしょうが、それぞれ動向の見込み、どういうふうにみての計上かお伺いしたいと。

それから固定資産税でございますが、これにつきましても前年比で3.3%増額になってございます。これについても住居等も相当建てられておりますけれども、軽減措置という形ですぐには反映されないということで、微増にとどまっているわけでございますが、いずれにしても増額になっておりますので、その辺の見込み動向を教えてください。

それから3点目ですが、たばこ税9,400万円の計上でございます。前年度9,300万円、100万円の増ということでございますが、最終補正では1億1,500万円になっていますね。それから平成26年度決算でも1億1,300万円という実績になってございます。そういう中で私思うんですが、少し遠慮したというか、慎重な計上ではなかろうかという思いをするわけでございますが、その辺の考え方、以上3点をお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、3点のご質問にお答えいたします。

まずもって町民税でございますが、個人、法人ご指摘のとおりの見込みとなってございます。個人町民税につきましては、緊急雇用事業が終了した、それらの関連で漁業関係ではがんばる漁業が終結している。それから緊急雇用の終了によって給与所得者の相対数も減少していく

るだろうという見込みのもとで昨年度の実績ベースをもとに積算したというような解釈でございます。ただ一方で、5年間継続しておりました雑損控除、繰越損失がほぼ終了するということもありますし、その辺が所得にどの程度まで影響しているかという状況も見極めて、今回の申告があと2日で終了するわけでございますが、これから課税作業の中でその辺を見極めていく必要があるのかと。状況によっては補正等で対応をしていく場面も出てくるのかなという思いでございます。法人税につきましては、事業所数が伸びているという部分もございまして、それらを反映させた予算ということでございまして、法人町民税、この復興事業と深く関連しておりますので、もう少し伸びが期待できる部分かなということでございますが、震災前と比較いたしますと既に200%を超えるような増額という状況となっておりますので、この辺も時期がどの程度に山がくるのかという今後見極めが必要かなと考えているところでございます。

それから固定資産税の増ということでございますが、ご指摘のとおり家屋の増加部分と償却資産が顕著でございまして、その辺を含んだ当初予算の組み方ということでございます。平成22年度の震災前との比較において、土地については43%まで回復しているという状況でございまして、家屋につきましても約6割弱くらいまで税額としては戻してきている状況でございます。償却資産が、これもやはり219%ということで震災前と比べると相当な額になっているという状況、これらを踏まえて予算計上させていただいたということでございます。

それから3点目のたばこ税でございますが、昨年の当初予算の説明で、販売店が減少していく傾向があるということで平成27年度については減額で予算を組ませていただきましたが、その辺の状況も大分変ってきたと、新しい店舗が平成27年中には1つ、このお正月過ぎにも1店舗、コンビニが再開するなどという状況が見えてきているということで、昨年度予算よりは増ということでございますが、決算額よりは、決算見込みよりは落ちているというご指摘ですが、その辺はかためにちょっと見させていただきまして、実績等で対応したいと。また、たばこ税につきましては旧3級品といわれるたばこ税、昨年度条例改正等で説明申し上げておりますが、今年度から税率が若干上がるという部分もございまして、それらも加味した数字ということで設定させていただいたということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 そうなんでしょうね。緊急雇用それから漁業分野のがんばる漁業、いわゆる全ての給与ということで当町の所得の占める85%を占める給与ですから、当然そのような状況になるんだろうというふうに思います。さらには雑損控除の終了ということも反映されてい

ると。個人につきましてはわかりました。それから法人税ですが、法人町民税ですが、事業所が伸びていると。復興事業が反映されているんだろうということで、もう少しの伸びも期待できると。震災前と比較して200%になっていると。それで法人町民税なんですが、それいろいろんな分野の法人があるわけでございますけれども、特に私どもには建設分野というか、そういう部分が伸びているのであろうと、いわゆる分割法人ですね。そういう部分が相當あるんだろうなという思いでございますが、どの分野でそういう部分が反映されているのかお伺いしたいと思います。

それから固定資産税、微増でございますが、伸びておりますが、特に課長説明では償却資産、219%になっているという状況のようございますが、この償却資産もどの分野というか、どのような償却資産がふえて反映されているのかということです。

それからたばこですが、かために見たということですが、非常に慎重ですね、町民税務課長ね。もう少しこう、強く見てもいいのではなかろうかと私は思いますが、説明の後段のほうで税率の改正があるというお話がございますが、これは上がっていくんでしょう。その辺の今後の見込みというか流れを教えてください。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） まず法人町民税の関係でございますが、ご指摘のとおり分割法人の数が90を超えているという部分がございまして、そのうち均等割額の最高額41万円、当町では41万円でございますが、それらの納付事業所が増加しているという要因がございまして、大きくこういった大手建設会社等の貢献があるんだろうとみているところでございます。決算別の事業者数でいいますと、370程度に現在きているということでございます。

それから償却資産につきましては、平成22年の調定額が8,600万円ほどだったということで、それが現在平成27年度の最終調定額で1億9,000万円ということで、法人町民税とももちろんリンクするわけでございますが、それらの会社の設備投資等で相当償却資産等が増加しているものと解釈しているところでございます。

それで最後のたばこ税でございますが、平成28年4月から紙巻きたばこの旧3級品といわれる、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバットという類のたばこになるんですが、これが5年間をかけて通常の税率に、現在の他のたばこの税率、今市町村税1,000本当たり5,262円ということになっているんですが、現在2,495円が段階的に上昇していくということでございまして、今年度0.4%ほどたばこ税が、1本当たりに換算すると0.4%ほどの引き上げにな

るということで、それらの上昇を見込んだということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 大体わかりました。いずれ冒頭で申し上げましたが、町税、先ほどいわゆる震災前に比較して87%まで回復ということでございます。その状況に至るまでには相当期間もかかるんだろうという思いがございます。一方で法人町民税あるいは償却資産という部分では震災バブルというか、そういう陽の部分が反映されていると。逆に陰の部分も相当ございます。私が申し上げたいのは、一つの町内経済の町税の推移はパロメーターでございます。そしてこれから懸命に創造的な復興をなすためには重要な貴重財源でございます。今後におきましても、町民税務課長が一番数字で町内経済の動向をつかめるわけです。この管理職相当いますが、誰よりも分析できるわけでございますので、その辺を分析しながら今後とも適正な課税客体の把握に努めながら公正公平な課税事務を務めていただきたいということでございます。

終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

ただいま、前者、前議員が町税のことをお伺いしたので、私からは9ページ、債務負担行為のほうからお願いいいたします。

9ページの移住総合窓口設置運営業務、それから7月からオープンということなんですけれども、4,500万円。それから中小企業振興資金金融資損失補償とありますけれども、これは損失した場合の、去年利子補給1,000万円していますけれども、平成28年度貸し付け分とありますけれども、この内容と、それからその下の事業復興型雇用創出事業補助金1,200万円、一番下のグランドデザイン計画管理業務ということで2,000万円債務負担行為をおこしていますけれども、その内容と、それから10ページの地方債ですね、観光交流促進事業、支援交流推進事業窓口、これら事業の内容を詳しくお願いいいたします。

○委員長（高橋兼次君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） それでは私のほうから移住総合窓口設置運営業務につきましてご説明いたします。

こちらの業務につきましては、移住総合窓口の設置運営として有人の移住コーディネーターの設置を予定しております。そのほか、イベント、セミナー等への参画、こちら全国的に開催されておりますイベント等へ当町として参加する際に係る費用でございます。

続きまして、情報発信業務としていろいろなサイトを活用しまして、こちらで当町におきます移住、定住促進に係る情報、こちらの発信に努めていきたいと思っております。そのほか、体験ツアーや等の企画、移住者受け入れ環境の整備ということで業務を予定しております。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 9ページ、債務負担行為の中の中段、中小企業振興資金融資損失補填ということで700万円の債務負担行為でございますが、これは町で中小企業振興資金ということで貸付制度がございますけれども、年度内に何がしかの事情で返済が困難になった場合の返済金の損失補填、損失を補填する制度がございまして、実質的には平成27年度の場合でも金額的には出てきておりませんが、これはあくまでそれに備えるための予算ということでの制度設計でございます。

その下の事業復興型雇用創出事業補助金は、先ほど総務課長からもございましたが、これは町内に住所を置いている人で、グループ補助金を使って事業の復興を図っている事業者で、新たに雇用をした人に対して補助金制度を導入しているものでございまして、後に歳出の商工振興費の中で出てまいりますが、この補助金制度によって新たな事業者の復興支援を進めしていくという内容の制度でございます。

地方債の中の観光交流促進事業についてのお尋ねでございましたが、この部分につきましては町の総合戦略の中で、この観光交流促進という区分の中で、これまでも実施してまいりましたが、観光協会を通じて教育旅行の促進事業や、あるいはそれぞれの商店、志津川、歌津のそれぞれの商店街において来客するお客様への案内業務、こういったものをさらに充実してまいりための予算ということでございます。

その下の支援交流推進事業につきましては、感謝紹介プロジェクトということで、平成27年度開始いたしました、その事業に係る平成28年度分の事業財源とするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、グランドデザインの計画管理業務についてですが、グランドデザインの基本コンセプトにつきましては、これまで何度も何度もご説明をさせていただいております。回遊性、親水性、そういうものを生かしながらまちづくりをするというところでございます。中橋を中心にこれまで携わってはいただいておりますけれども、引き続き来年の春に商店街をオープンさせたいということでございますので、店舗形成を中心とした

しまして、各般にわたった市街地のにぎわいづくり、そういう部分にマネージメントをしていただこうという部分でのことでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 ありがとうございました。

そこで、中身をお伺いしますと観光協会の委託事業、先日もその件で質問させていただきましたけれども、復興補助金が充てられないで、そういうものに地方債や債務負担行為が充てられている、この借金してまでそういう事業につぎ込んでいくということにちょっと疑問が持たれるんですけども、これは補助事業がなかったんでしょうか。ご答弁をお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） お答えは政策のほうからと思っておったんですが、ここの地方債の部分、過疎債の中で自立促進法を絡めて過疎債をどのように町として活用していくかということで新しい町の復興の中で財源的に有効活用できるものについては幅広く充てこんでいくという考え方を一般議案の中でご説明があったかと思います。これもその中で、町が戦略的に定住人口をふやすとか、そういう目標の中で有効な事業ということでの位置づけがありまして、そこに財源として有利な財源であります過疎債を充てこんでいくという考え方だと思います。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 過疎債ですと、健康づくり、義務教育事業、過疎債ということだったんですけども、これらも過疎債を該当させるんですか。先ほどの説明の中で、過疎債は健康づくりと義務教育事業ということで内容を伺ったんですけども。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 先の議案で過疎の自立促進計画のご決定をいただきまして、その事業の中にはこれらの部分は網羅されておりましたので、その計画に基づいて平成28年度予算として過疎債の発行を一応予定しているということで、先ほどご説明いたしましたけれども健康づくりの支援、観光交流促進、支援交流、義務教育事業等にはソフト事業ということで過疎債の充当、基本は過疎債100%充当なんですが、全体の限度額がございますので、おむね100%の充当率ということで今回充当させていただいている。

また最後の借りかえの部分については、これは過疎債でございませんので、民間資金を通常の地方債として借り入れている部分を、当時の貸出金利が1.87%から1.92%ということで、非常に高い金利の形で10年前推移しておりましたので、今回は1%ございませんので、それ

に低利な形で残りの10カ年分を借りかえるといった内容で今回地方債の計上をしてございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。及川委員。

○及川幸子委員 過疎債は今0.1%と、金利は大分低いんですけれども、ずっと借金を背負い続けていく事業ですので、歳出にいったらまた出てきますけれども、慎重にこの辺の委託事業ですので、慎重にチェックしながらこれに取り組んでいただきたいと思います。

グランドデザインの中橋の関係ですけれども、これも隈研吾さんのデザインの中での位置づけになっているのか、それとは別に中橋だけを5年債務負担行為で2,000万円でやっていくのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） グランドデザインの関係につきましては平成30年度までと、後3年間ということで、隈研吾事務所にいろいろマネージメントご相談しようということでございます。昨年までは中橋を中心と。当然中橋をつくるということになりますと、下部工をつくる、あるいは八幡川の右側、左側等の景観デザイン、そういったものも視野に入れながらマネージメントを行わなければならないということでございますので、単に橋を、構造物としてぽんとかけるということではなくて、全体のまちづくりというイメージも考えなければなりません。今後は、その下流に当たる港橋、そういった業務も出てまいります。それから先ほど申し上げましたように、志津川と伊里前の店舗の建築が入ってまいります。その部分ですとか、それからみなさん通りのデザイン、それから道の駅あるいは祈念公園、JRのBRT志津川新駅になるのかどうか、ちょっと名称は別ですけれども、そういったステーションの関係、幅広いにぎわいの関係について携わっていただこうという内容でございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1款の町税についてですけれども、全般的なことではなくて14ページの下段、軽自動車税についてお伺いします。

軽自動車税の税率が上がると、去年上がる、平成27年度から上がる予定だったものを1年先送りにして平成28年度から上昇することだったかと記憶しているんですけども、それがこの予算に反映されているかどうか、まずお伺いしたいなということと、地方税ですので税率は基本的にはそれほど大きくは変動はないのかなと思うんですけども、ほかの自治体との比較等で情報をお持ちでしたらちょっとお伺いしたいなと思います。要は軽自動車、普通自動車でも軽自動車でも自動車を取得していくことが今後の需要として当町の中

で大きいと考えているのか、一定程度もう車の購入は終わっていて今後は落ち着いていくだろうと捉えているのか、そこをどのように見通しとして持っているのかということも含めて、軽自動車の需要の伸びが大きいと予測するのであれば、その税率に関してとか、何らかの対策、手を加える必要があるのかなと思うんですけれども、その辺どのようにお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 軽自動車税につきましてございますが、委員ご指摘のとおり本来平成27年4月から軽自動車税の税率が引き上げ予定だったということがございまして、ただこれらが消費税の引き上げが平成27年10月から平成29年4月1日に変更になった際の地方税法の改正におきまして1年間先送りするということで平成27年4月から平成28年4月に延期されたものでございます。それで、来年度から増税という形になってくるものでございます。その部分につきまして今回の当初予算で反映させているものでございまして、実際登録台数は震災前並みの台数になってきております。平成28年度当初では7,700台ほど見込んでおりました。昨年は7,570台ということで、その分の増を見込むと同時に、新税率で平成27年度中に登録した台数、現時点までの登録台数等を見込んで、その上げ幅をある程度見込んでいるということでございます。ちなみに、貨物で20数台、乗用で40台くらいの新規登録があったと現在押さえているところでございます。そのほか、原動機付自転車等の税率は一律1.5倍からということで見直されておりますので、これらは新規登録にかかわらず所有している段階から増税ということになりますので、これらの影響を当初予算で見込んだということでございます。

他町との比較でございますが、税率につきましては税制改正の際に国から示された標準税率、一般的にはほとんどの自治体がこの税率を採用しているものと思われます。ちなみに、市町村の税率の採用状況というものがありますが、軽自動車税においてはこの標準税率を超えて課税しているのが数団体しかないという状況でございまして、他市町村においても同様の税率で平成28年度から課税されるものと思っております。

台数の見込み等でございますが、震災前の登録台数が8,000台ほどということでございまして、非課税車両も含めて8,000台ということでございまして、平成26年度の時点で同じ8,000台まで登録台数が戻ってきているという現状もございます。今後はそう大幅に、ただ普通乗用車から軽自動車への乗りかえ等が出てくるという部分も考えられますので、ある程度の伸びは期待できる部分もあるのかなという見込みではございますが、税率の改正等が心理的に

どのように町民の皆さんに影響を与えるものか、ちょっとそこまでは今後の動向を見きわめてみないとわからないという状況でございます。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 おおむね理解はいたしました。震災前の台数と、それ以上に大体戻ってきているんだということのようです。ほかの自治体に関しても基本的には同じような税率で推移するんだろうと。税率が上がると大体50%くらい上がると、1.5倍くらいになるんだと理解しているところなんですけれども、それは当然消費者の購買意欲に直結する問題だろうとは思うんですね。要は3月までに買ったのと4月から買うのでは税率が1.5倍になるので、当然そういうだろうなと思うんですけれども、購買意欲が恐らく減少するだろうと思うんですけれども、予算についていうと、当初予算だけで比較すると前年度比からプラスになっていますね。要は税収がもっと上がるんじゃないかということのようです。そこはどのように計算してこの数字が出てきたのかということをまずお伺いしたい。今後、実数に合わせて補正があるなり、動向をしっかりと注視していくことですけれども、現時点ではそこの税制に関しては町として調整したり、介入したり、改正したりということは考えていないということでおいのか、確認でもう一度お伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ご指摘のとおりでございまして、台数見込みで積算させていただいたということで、先ほどの新規登録台数のほかに相対として伸びが見られるという部分で計上させていただいたものでございます。自治体独自の税率につきましては、先ほども超過税率だったり、それより下げる税率だったりというのがあるわけですが、標準税率から少し上げている団体が数団体あるということでございますが、下げているところはちょっと私の手持ち資料ではわからないという部分、ないように思っております。現時点では担当としては、国の定めた税率で設定していくのが妥当かなと考えているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。山内委員。

○山内昇一委員 2点お願いしたいと思います。

まず最初に、地方債の中で合併特例債を利用して行うという事業2つ、道路新設改良事業それから庁舎の災害復旧ですね、それらのことと、それから償還の方法の中で償還期間及び償還期限ですかね、こういったものを短縮してやると、具体的にどのような年数といいますか、期間でやるのか、その辺ちょっとご説明お願いします。

それから、飛んで13ページ、歳出の部で農林水産業費、それから商工費ですか、これらがかなり減額になっていますね。それから復興費ですか、これらもちょっと0.3%ですかね、その中で当然と言えば当然ですが、災害復興費59%そういった増額の分との比率というのはどの辺で算定しているのか、その辺ちょっとご説明いただきます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 合併特例債の関係でございますけれども、ベースは新町建設計画に計上された事業ということで本年度は横断1号線の整備、それと庁舎の整備に一応財源として充当いたします。通常合併特例債は、民間資金の活用ということであまり政府系の資金は割り当てはないものですから、これまでもそうでしたけれども、大概20年間の償還期間をもとに借り入れを行っています。通常20年前の金利、20年後の金利、やはり経済動向によってかなり金利の変動がございますので、今回も借りかえも行いますけれども、現時点での金利に基づいて、取りあえず事業が完了後に合併特例債として、20年の借り入れを予定してございます。いずれまた10年後の動向によっては借りかえという形になりますので、議案として償還の方法等にはこのような形で毎年記述しております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ご質問の中に農林業費それから商工費の今年度の全体的な予算の減額が見られるとご質問がありました。細部のほうでご説明させていただこうと思っておりましたが、農林のほうでありますと漁港建設費とか、農業関係で2,000万円ほどの減額などが合わさってトータルでマイナスという状況が出ております。土壤改良関係の予算、農林のほうでは、幾分そういった予算が減っております。詳細は歳出の説明の中にさせていただければと思います。

商工費は、大きいものは緊急雇用関係の予算が大分減額いたしまして、その分で1億9,000万円ほど平成28年度の予算で減額となってまいります。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） お待ちください。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時15分 再開

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山内昇一委員の質問を続行します。山内委員。

○山内昇一委員 20年間で、現時点の金利の借りかえもするといったようなことでございます。

ところで、私もあんまり素人でわかりませんが、いわゆる合併特例債なるものは何年くらいの期間まだできるのか、その辺からですね。

それからあともう一つは、この道路改良、詳しいことは後ほど歳出等でお聞きしたいとは思いますが、おおむねこの事業、トータル的にどれくらいのことを見ているのか、それから庁舎の災害復旧等も含めてお願ひしたいと思います。それからですね、先ほどこれも産業振興課長にご説明ありました。いわゆる緊急整備といいますかね、そういった中では1億円以上ですか、これ農林関係の予算じゃなく、商工費ですね。これとその農林関係というのは非常に漁港なんかの整備するということで大変重要な事業なのに、予算を減額して大丈夫なのかなと。それと今、町の再生が求められている時期なのに、かなりの減額、25%ですかね、この辺の考え方をお願いしたいと思います。よろしく。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 合併特例債でございますけれども、全体の発行可能額というのが約29億円ほどございます。ルール計算上。平成28年度の当初予算も込みで既に発行済みの部分もございます。失礼しました。発行限度は69億円です。69億円の内、既に発行済みの部分は約40億円ということでございますので、一応ルール上はあと29億円ほどあることになるんですけれども、これは今後の財政運営上、公債費負担比率等の増加等も懸念されますので、そういうことも見合せながら一応発行については慎重に対応していかなければいけないと考えてございます。

それとあと、庁舎の部分については合併特例債と基金、庁舎建設基金、あとは震災特交等の財源が入ってございます。地方債については合併特例債だけでございます。現在予算に計上了部分でございますけれども、全体では合併特例債を2億8,000万円ほど予定してございます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路につきましては基本的に35%の地元負担がございますので、それぞれ財源の、有利な財源をそれぞれ充てていきたいと考えているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 農林水産業費関係の減額ということでございますけれども、圃場整備も進んできたこと等もございまして、土壤改良関係減額ということになってご

ざいますけれども、今後補正等で必要な場合は補正等で対応を検討していきたいと考えております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 緊急雇用の関係でございますが、事業の名称として震災等緊急雇用対応事業という名称の中で多くは行われてまいりました。いわゆる本当の意味での緊急対応ということだったんですけども、制度的には5年を迎えてその事業が終了されるということになります。したがいまして大きくその部分に係る事業費が減額になったということですございます。詳細はまた歳出のほうでご説明をさせていただきます。

○委員長（高橋兼次君） 山内委員。

○山内昇一委員 わかりました。そういうことではですね、今、課長がお話したことで大体、おおむねわかりました。ただ、道路、新設工事につきましては横断1号線等は大変緊急避難道路としても活用したところでありますし、歌津、志津川地区の道路利用には非常に利便性の高いところでもありますので、ぜひこれら。それから庁舎も復興仕上げ期といいますかね、創造的な復興を迎えてやはり庁舎も新設しなければならないということは重要性は私も考えております。ぜひこの辺の実現に向けて取り組んでいただきたいなと思います。同時に、先ほど農林水産業費、終了するというお話をしたが、これはやっぱり創造的復興ですかね、むしろ現時点でのまだ復旧工事も全部終わっていないからその辺はどんどんと減額しないでやるべきかな、と思ったんですが。それで十分であれば当然いいわけですが、農林関係については補正をかけるとお話をしましたが、できましたら補正でなくこれで十分取つていただいてやってもらえばいいのかなと思います。その辺最後にお話し。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 土壤改良につきましては基本その同じ補助につきましては一度のみで、事業の対象となってございまして、圃場整備が進みましてその対象面積が減ってきたということでございます。それで1年目、2年目ということで継続してやってきておりますけれども、今のところはそれにかわる事業というのが国にも要望している状況でございますけれども、今のところはない状況でございまして、県を含めて関係機関と今、連携して要望等しているところでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。

私も大切な町税ですので7点ほど伺いたいと思ったんですけども、この場では2点ほど伺

いたいと思います。あとは直接窓口もしくは歳出の際に伺いたいと思います。

まず9ページ、前者も聞いたグランドデザインについて伺いたいと思います。当初、サンフランシスコの港町のイメージということで始まったグランドデザインなんですけれども、その当初の隈さんのデザインから、この先ごろ配られた志津川市街地低地部のデザインのあれからすると少し離れていないかという感があるんですけれども、その点に関して。

あと、計画管理はどこがと聞こうと思ったら、隈さんの事務所ということで前者の答弁でわかったんですけども、今回このデザインの管理なんですけれども2,000万円の債務負担で安くないかという思いがあるんですけども、このグランドデザインはどの部分、全部のグランドデザインなのか、もしくは先ほど課長答弁あったB R Tの駅とか、みなさん通り、港橋の付近とかそういったところのデザインの管理なのか、それでデザインをお願いした事業の総額というか、どれくらいなのか、そしてデザイン管理は何%なのか伺いたいと思います。

あともう1点は、15ページ入湯税について伺いたいと思います。確か520万円ですと、平成24年あたりに戻った感がするんですけども、平成24年度530万円、平成25年度が750万円そして平成26年度660万円、去年が550万円、だんだん減額になってきているんですが、減額がなされた要因というか、例えばホテルの入れ込みが年々減少しているとかいろんな要因があると思うんですけども、この減少している要因を伺いたいと思います。

あともう1点、最近またバーベキューのところで温泉の工事をしているようですけれども、今回この減額に關係するのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） グランドデザインの委託料につきましては、本体といいますか、当初予算の中で1,000万円別途計上、そして債務負担で2,000万円、3年で3,000万円と予定してございます。ただいまサンフランシスコという、恐らくフィッシャーマンズワーフのイメージだとは思うんですが、当時、隈先生に志津川を上のほうからごらんいただいたときに、やはり海を生かさない手はないでしょうということから、あくまで世界にはこういうところがありますというイメージとしてご提案をされたものということでございます。フィッシャーマンズワーフのようなものをつくるということではございませんでした。それから3,000万円が安いか高いかというところなんですけれども、これはあくまで事務所のスタッフの交通費ですか宿泊それから人件費そのものということ、1級建築士を何百人と抱えているところでございますので、そういった3年でそれくらいの費用は当然かかるべきものと思っております。

それ以外の部分については、この3,000万円の中で別途設計を頼んだりということではなくて、今後店あるいは橋もろもろの設計が発生してきたときにはその都度必要な予算を取るという形になってまいりますので、ここはあくまでご相談にのっていただくというような意味合いでの業務委託とお考えいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 入湯税に関するご質問でございます。

委員から数字の説明がありましたとおりで、要因というのは入れ込み人数に左右されるものと考えておりますが、それを予想するのは甚だ難しくて実際平成27年度予算ベースで最終的には決算を迎えるものと現在は推測しているんですが、それらを踏まえまして若干安全策を取らせていただいたという数値でございまして、具体に人数がどうこうだからこうだというような予算ということではございませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。そういったことで最後にちらっと出た、お話について私のほうで承知しておりませんので、申し訳ありません。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 グランドデザインのほうなんですけれども、課長、前者のときの答弁にもあつたんですが、回遊性、親水性ということで、答弁があったんですけれども、この親水性を見た場合に川での親水性なのか、八幡川での、それとも海での親水性、海だと多分活用センターの先のほうでしか海での親水性ができないんじゃないかと思うんですけども、そのところを伺いたいと思います。

あと入湯税に関して、安全策という課長の答弁あったんですけれども、何の安全策なのかちょっと私わかりかねるんですけども。補正で減らさないためという、そういうことなのか、あと工事に関しては私も来るとき聞こうと思ったんですけども、聞いてこようと思ってちょっとけさ忙しくてそのまま来てしまいました、何かこの工事で逆に今ですと露天風呂に引いているだけと言うんですけども、もしかすると大きいほうに引けるかもしれない、そういう可能性もあるとは思うんですが、そのところはわからないということなので、仕方ないんでしょうけれども。そこで、もう1点伺いたいのは、町での担当の窓口というか、誰がやっているのか、これまでではやや議場での質疑等でもホテルと町の担当の窓口の方がぎくしゃくというわけではないんですけども、何かあまりなじんでないような感もあったもんですから、町の担当の窓口は誰がなさるのか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 親水性それから回遊性というご質問でございますが、どの場所にどういう親水性をというポイント的な部分ではございません。もともとグランドデザインの基本構想をつくるときの話題となったのは、志津川の市街地は3本の川があると、それから目の前に大きなきれいな海があると、これをまず生かすというところから入りましょうというところでございました。特に真ん中になる八幡川につきましては、8.7メートルの非常に大きなバック堤できれいな川になるという安全性も構築された川に生まれ変わるということですので、この川とそれから海、これを両方生かしたような町のにぎわいづくりという部分を根底にしてございます。ですから、八幡川のどこどこ、あるいは松原海岸のどこどこというような個々具体なことではなくて、ただ、実際まち協さんなどを通じて、川に降りられるよう土木に階段工をお願いしたいというようなことはございますけれども、大きい枠の中で川と海を大事にしたまちづくりのデザインをつくりましょうというようなことでございました。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 安全策という表現が適切ではなかったのかもしれません、もちろん入れ込み人数等については期待するものでございまして、少し力強い予算であればよかったですんでしょうが、月ベースの流れとか、そういうものの見ながら歳入欠陥等を防ぐ意味もございまして、少し弱めに予算措置をさせていただいたということでございまして、これら状況に応じてはもちろん補正等で対応させていただくものでございます。

それから窓口という意味がちょっと私よく聞き取れなかった部分があるんですが、どういったあれだったのか、またうちのほうは課税している関係上、源泉等の状況等の聞き取りに年1回毎年1回お邪魔してその入れ込み人数や源泉の状況等は確認をさせてきていただいているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 今、課長より3本の川を生かすということでグランドデザインということなんですけれども、グランドデザインの範囲というか、この紙に書いてある全部がそうなのか、部分的なグランドデザインなのか、そういう言葉があるかどうかはわからないんですけども。普通イメージからすると、町の全体図をある程度コンセプトでやっていくというのが私、グランドデザインじゃないかと思う。私はそう思っていたんですけども。どういった部分がグランドデザインなのか、細部のグランドデザイン、そういう言葉があるのかどうかわからないんですけども、そのところを最後に伺いたいと思います。

あと、入湯税に関してなんですかね、担当の窓口というのはかつて、以前だと副町長が

答弁というか、なさっていたんですけども、今はどういう状況なのかそこを確認したい。副町長なんか歌津出身ということで、何も歌津にこだわることはないんですけども、もしかすると葦の浜出身かなと思ったんですが、実際は違う場所だったもんですから、そうすると、今後の前向きな税率等の見直しも、もしかするとできて、町税の逆に見積もれる状況もあるんじゃないかと、そういう希望的観測のもとにお聞きしたんですけども。もう一度伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） グランドデザインの対象エリアについてというところなんですが、改めてどこからどこまでというようなことではございませんで、当時、コンセプトとしては早期まちづくり、まち開きという大きな課題がございました。そこで五日町界隈に商店街を、そして大森界隈に水産加工施設など、それから堤防を堤外のほうに魚市場などというような、それこそざっくりとしたような考え方を絵に描いていただこうというようなところから始まつたものですから、志津川の市街地全部ということではなくて、差し当たって商店街、それから水産関係の八幡川と新井田川に挟まれたエリアをどのように使っていきましょうというようなことを考えたということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 入湯税の関係なんですが、以前副町長が答弁しておったということなので立たせていただきましたが、誼索するようなことは一切ございません。考え方としては多分、副町長が入湯税を導入する際に事業者の方と直接交渉なさったというようなことも含めて答弁をなさっていたということだと思います。窓口に関しましてはあくまで町民税務課の課税の担当ということでございますのでご了解をいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員 グランドデザインに関してなんですかと、大体説明でわかったんですけども、隈先生もオリンピックのあれと抱えて大変忙しそうなんですけれども、なるべく年に1回でも優秀なスタッフには恵まれているんでしょうけれども、現場を確認してもらってデザインを仰いでいただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございませんか。三浦委員。

○三浦清人委員 審査するのは1款の町税ということで、予定表なんですが、説明を受けた債務負担あるいは地方債の説明がありましたね。このときでないとなかなか質疑ができないもの

もあるでしょうし、歳出に行ってもね、できるのかなと思うんですが、債務負担行為、ここでこれを認めてしまますと全てがこの期間ですね、認められるということになるのでね、その意味合いでも、詳細説明をしていただきたく質問するわけであります。

移住総合窓口、先ほど同僚議員が内容はどのようなんだというお話でしたが、そのときには移住コーディネーターあるいはイベント参加等も含まれているというお話がありました。今、7月に窓口を設置したいということで、できれば詳しくこの4,500万円ですか、4年間にわたって債務負担ですから、年度ごとの内容等を、歳出に出てきますけれども、それまで結構ですから一覧表みたいなものをつくって出していただきたいと思います。

それから管理委託料につきましては、毎年これまでやられてきたことありますからいいんですが、先ほど事業の復興型雇用創出で内容をお聞きしましたら、グループ補助を利用した事業主というお話でしたけれども、それ以外の方々への補助金の事業はないのかどうか。これだと限定されていますよね、グループ補助を利用した事業者のみということでね。それ以外に事業者が結構あるわけですから、こういった方々への雇用に対する補助はどうなのか。歳出でうたわれているのかどうか、ちょっとまだ見ていませんがわかりませんが、そういう内容はどうなっているのか。

それからこのグランドデザインということで隈研吾先生に3年間にわたって1,000万円ずつの管理料というんですか、管理業務料というんですかね、ということで先ほど課長のお話ですと、優秀なスタッフ120人ほど抱えているんで年間1,000万円が妥当性だというようなお話でしたが、例えばスタッフが12名抱えている設計事務所であればどれくらいになるのかなと。120人とか100名以上だから1,000万円なのか、12名、10人位のスタッフを抱えている1級建築士設計事務所であればどのくらいになるのかですね、その辺のところをお聞かせください。

私もあまりこの詳しくないんですがね、テレビとか週刊誌とか報道、詳しくないんですが、いつでしたかテレビを見ておりましたら、隈先生、何かワイドショーなのか新聞なのか、追いかけられているというか、追い回されているというのか、表現の仕方がよくわかりませんけれども、何あったんですか。何があってあのようなテレビで報道というか。何か随分追い回されているというか、テレビを見ていたらあったんですね。その辺の情報をつかんでいますか。その辺。大丈夫ですか、今後。オリンピックのこの標章とか、デザインとかいろいろ問題になってこれまできたもんですからね。そういうこと大丈夫なのかなと思って心配して、内容がわからぬで私もいるもんですから、お願いする町としてこういった予算を取つてお

願いする町としてね、その辺がどのようになっているのか。

それから、歳入で13ページ、これも説明受けたんですね、これも歳出のときにお話しようと思ったんですが、議会費が800万円ほど減額されていますよね。議会費。6.5%のマイナスと。この根拠ですね、今すぐでなくともいいですから、歳出のときでもいいですから、建築とか建設の場合には積算見積書というのがあるんだけれども、この800万円減額なされた、この予算の積算書、なぜこうなったのか。議員の報酬上がりまして、私はむしろ上がるのかなと思っていたんです。そしたら何か800万円の減額になって。例えば議員の活動したい、こういう議員活動をするというと予算がない、予算がないということでやってきていたんだね。減額して予算がないから議員活動ができないなんてことはとんでもない話ですよ。積算書。詳細、明細ここに上がるまでの。歳出まででよろしいですから、できれば減らさないで例年通りの予算に修正をしてもらうというよりも、修正ができないのかなと。予算の修正。これは議会でやるもんですからね。内容によってはそうしなきゃならないことも出てくるでしょう。そういうことも含めてね。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） グランドデザインの説明の中で人数によってということでございましたが、人数が多いから幾ら、少ないから幾らという部分ではございませんで、隈研吾事務所はそれだけ大変大きな事務所であるという部分で説明をしたつもりでございますので、そこはそういう意味でご理解をいただきたいと思います。

それからテレビでの一場面につきましては、オリンピックの新国立の聖火台の関係のことだと思いますが、その部分については当然内閣府に特命の省庁もございますので、そちらのほうで今後しっかりと対応なさっていくんだろうと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 事業復興型雇用創出事業助成金のほかに、いわゆる新規雇用の補助金はないかというご質問にお答えさせていただきますが、一応この事業、申し上げました1,200万円のこの事業につきまして、国100%の補助事業ということで県が窓口となって実施するグループ補助金のケースもありますし、町がどちらでも窓口になり得るという制度の枠組みの中で町がグループ補助金を実施した場合に雇用も合わせて支援する制度となってございます。このほかに、そもそも町で新卒、新規学卒者雇用促進奨励金という制度がございまして、これは歳出、労働対策費の中で計上させていただいてございます。今年度は600万円計上してございます。

○委員長（高橋兼次君）　局長。

○事務局長（佐藤孝志君）　あとで資料のほうはちょっと歳出までにお出ししたいと思うんですが、思わぬ減額、議会費の関係で減額になった部分につきまして、ご説明を最初にしておきたいと思います。特に減額になった部分に関しては、よく議員年金という部分がございましたが、退職あるいは遺族の方に支給している部分ですが、その議員1人当たりの財源率が、昨年とことしでは大きくちょっと変わったと。100分の22.7%、逆に少なくて負担金を出すものが少なくて済むようになったということが大きな原因です。昨年度、平成27年度は標準報酬額が22万円掛ける12カ月分掛ける財源率ということで100分の63.7掛ける議員数が16名、それに事務費24万円を含めますと2,700万円ほどあったものが平成28年度においては、標準報酬額、前回上がりましたが、23万円掛ける12月掛ける100分の41になりました。掛ける16人に事務費の24万円、1,800万円ほど。差し引きで880万円ほどの負担金が少なくて済むようになったということが大きな要因であります。

資料については追って歳出までにお出ししたいと考えています。

以上であります。

○委員長（高橋兼次君）　どなたですか、答弁は。地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君）　移住総合窓口の設置に関する資料につきましては後ほど提出させていただきます。

○委員長（高橋兼次君）　三浦委員。

○三浦清人委員　そうしますと、議会費まずもってね、共済組合関係ですかね、掛け率というか、そういういった計算の関係で減額になったと。私はてっきり議員活動を抑制するため、抑制というか、そのために執行部のほうから強く言われてね、それで減額になったものかと心配したんです。今まで以上にさらに議員活動ができるというご理解でよろしいですかね。安心しました。であればいいんです。あんまり議員を動かさないようにみたいのが働いて、はい、はいっていうことを聞いて、減額したのかなと思って心配したものですからね。それであればいいです。この間、研修1回減らして、研修というか国会陳情、語ったにもかかわらずまだ減額したから何やっているんだと思って非常に心配して、タベ寝られませんでした私、これを見て。本当にわかりましたね。

それから隈先生、そんなにオリンピックの設計の関係で追っかけられていたんですね。何かまずかったことがあったのかな。聖火台とかって。聖火台、何したの。私のところのように、町のようにこういうふうにお金を出していなければ、気にする必要もないんですがね、心配

なんです。内容を聞きますと業務の管理業務だということで、事業が実施されることによってさらなる設計、変更いろいろ出てきた場合にはまた別予算で取るというようなお話をしたのでね。1,000万円というのは、管理、見てもらう相談してもらう、相談するという内容だと。何を相談してどんなお話をするのに1,000万円年間かかるのかなという素朴な疑問というか、内容が見えないんです。内容が。業務管理の内容がよくわからない。おいでをいただく際に交通費だ、旅費だ、宿泊費だと出すのはわかるんだけれども、どんな相談をするための内容なのか。1,000万円なのか、年間。何回くらいおいでになる予定ですか。1,000万円の旅費とか何かというと、年間、それこそ1カ月に2週間くらいずつ来ないと、こうならないんじやないですか。1,000万円も。その詳細の内容がわからない。これ出してください。わかるように。

それと新規雇用の際の補助金というのが別に予算が取られているということですので、それは歳出で出てくるでしょうけれども。今回の場合は、グループ補助金を利用した事業主への補助金というか、対象といいますか、1人120万円で、これ10人ですか。10人を予定しているということなんで、この10人というのは町の規模によって、あるいはグループ補助を受けた事業の数によって出てくる、算出される数字なのか。あるいは町独自でこれくらいだろうという推測のもとに打ち出した額なのか、その辺がどうなっているのか、内容ですね。そういうことです。

移住窓口、これは歳出の際までに詳しく明細書でない、説明書出していただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 詳細にどこどこということではなくて、先ほどの前者の議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、これから町のグランドデザインを具現化するというところが低地部のまちづくりの町の方針ということは十分ご理解をいただいていると思いますので、引き続き商店街、それからみなさん通り、道の駅、そういった部分それから周辺の景観整備、そういった部分に広範囲なマネージメントが伴うということが予想されますので、それに対する一定程度の町として財源を準備させていただくというところでございます。広く言えば、全般的なコンサルティングというようなことも含めてございます。

それから聖火台の件につきましては、過般さまざまなマスコミを通じてそういった情報を皆様も耳にしておられると思いますので、私のほうからこうだというようなご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

回数につきましては、これから例えば五日町の商業施設につきましては、基盤整備が間もなく見えてくるというところで、年に何回、何十回という部分ではなくて、恐らくやっぱり何十回になるんだと思います。その町の、急にこういう部分で困ったとか、そういうオーダーに頻繁に対応していただくことがあるだろうと思っておりますので、そのときになかなか旅費がないので月に2回にしてくれとかというふうにもいかないと思います。ですから、それこそ復興の加速化という今、キャッチコピーではやっておりますけれども、速やかにそういったまちづくりを進めるという観点からフレキシブルに対応できるような管理業務ということで今回設定をさせていただいたというところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） この事業復興型雇用創出事業につきましては、県と一体的に商業者の方々に制度の普及説明をしているところですけれども、この1,200万円、満額といいますか、1年4月から翌年3月までまるまる1年を見て120万円掛ける10人相当分ということでの計上でございますが、実際のところ県の申請が多く、町を介しての建物の補助金申請というのはほぼ少ない状況になっています。ですので、あまり町に申請という実績はない、去年もなかったんですけども、とはいえ、復興の段階にありますので、期待を込めて取りあえず10名分の計上させていただき、実績がもし伴って、これを上回るようであればさらに国への申請枠を広げていって、その分については補正でお願いをしていくというつもりで考えてございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。お待ちください。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

---

午後 1時09分 再開

○委員長（高橋兼次君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、危機管理課長が公務のため退席をしております。これを許可しております。

なお、危機管理課長にかわって佐々木住民安全係長が着席しております。

1款町税についての質疑を続行します。質疑ありませんか。阿部委員。

○阿部 建委員 14、15ページで、町税関係についてお伺いをいたします。

まず、個人町民税では前年から見ると3,000万円ほど多めに計上されております。前者の質問にもありましたように、平成27年度予算で最終補正だと思いますが、補正をなさって当初

予算から3,000万円ほど差額、増額されていると。それで非常によいことありますけれども、まださっきの説明だと震災前の何%って言ったかな。ちょっと曖昧なのでね、震災前と比較して何%くらい現在でなっているのか。それから2の法人税におかれましては、既に当初予算が震災前の税額以上になっているというような説明であったと思いますが、これまたよいことです。この町税がね、増額されているということは反面この町の発展が、それなりに復旧が進んでいると。町の発展にもつながることですからね。非常によいことだなど。バロメーターにもなるのかなと思います。それで法人税が、事業が伸びてきているという説明で事業者ですね、説明がありました。果たして何の事業が伸びているのか、何の事業が伸び悩んでいるのか。一体何社くらい、法人が、この震災後に震災前と比較して現在何社になっているのか。その辺を詳しくご説明をお願いしたい。

それから町税の固定資産税、固定資産税は43%くらいだというような説明がありましたが、この固定資産税についてはまだ復興復旧半ばですからこれからまだまだ防集、家も残っていますからね、これからどんどん新しいやつが、しかもとんでもない単価が、物価高によって、普通1軒おそらく3,000万円くらい平均でいくのかなと、私は幸いにして家を建てるものではありませんから、ですけれども、とんでもない金額と。この中で震災の方々の新築の上では減免措置があるんでしょう。減免措置というのはいつまであるのか、固定資産税ですよ。何年まで減免措置があるのか。年度なのか、その個人でみるのか、3年前に建てた人は5年ということになればあと2年しかない。今建てる人は2年しかない。これから建てる人は5年という期間でみるのであれば、あと5年あるというわけなんですけれども、これは何が基準でこの減免がされているのかどうかですね。減免されていると思います。まずもってその辺から伺いをしたいと。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは阿部委員の3点のご質問かと思います。

まずもって、個人町民税からでございますが、委員ご指摘のとおり本年度、前年度の当初比較では3,000万円の増ということになっておりますが、平成27年度の最終補正では額の比較においては逆に、若干減になっているという状況でございます。震災前と比較ということでございますが、平成22年度の最終的な調定額との比較において、この比較は平成27年度の現在の調定額との比較ということになるんですが、個人町民税、現年度分では90.9%まで回復しているということでございます。いろいろな比較方法があるんですが、今、調定額との比較ですとこの程度になっているということでございます。先ほどもお話をしたところでございま

すが、人口が震災前と比較して大分落ちているという部分からすると額的には震災前を上回るそれぞれの個々の所得水準になっているのかなという分析をしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、今後給与所得の動向等が心配される部分がございまして、今後ともこの辺は注意深く見ていかなくちゃならないのかなと思っているところでございます。

2点目の法人町民税でございますが。大変失礼しました。詳細の数字ということですので、今、ひろっている数字がございますのでお待ちください。割合としましては、法人町民税も平成22年度の最終調定額と平成27年度の調定額の比較におきましては、222%という状況になってございます。全体といたしましては、今言っているように、復興期に当たっての分割法人、特に震災関連のゼネコンに納付していただく均等割等の影響も大変大きくなっているものでございます。法人税割につきましては、地元中小企業法人を中心に上位50法人で3,400万円あまりの増額になっているところでございます。中には平成25年度はゼロだったなんだけれども、その後に税割も納付するような法人も徐々に出てきているというようなことでございます。今後とも継続すると見ておりますが、そのような状況。町内の単独法人は70件ほどあるんですが、その中にJV等の企業も含まれており、税割等にある程度反映されているのかなということでございます。均等割が先ほどちらっと申しましたが、41万円という、町内で最高額の法人税割を納めている企業は、ほとんどが町外本社にある分割法人でございまして、これらの法人の影響が非常に大きいということでございます。それから平成25年度に234件だった納税している法人数が平成26年度360件、平成27年度は370件を超す件数になってきているということで、これらの事業数の増加等も、これらに与えている影響が大きいのかなと思っております。

業種については細かい分析までは行っていないんですが、今申し上げましたとおり、建設関係の分割法人等の税額が、占める割合が相当なものになっているということでございます。もちろん、地元企業もということでございます。

それから3点目の固定資産税であります。固定資産税の復興の割合といいますか、土地については先ほど43%くらいということでございますが、ご存じのとおり一番高い地価を示していた中心市街地、歌津地区、志津川地区とも被災しておったという、そこがまた底地の買い上げということで、全て公共用地になっているという状況で、震災前の水準に土地の価格が戻るという見込みは現在のところ立ててございません。ただし、各浜々の防集団地、あと中心街の防集団地等ですね、これから整備が終了した時点で新たな課税が始まるということで、土地はもう少し戻してくるんだろうということでございます。家屋につきましては、現在防

集団地の総計画数の約3割ほどの調査にまだとどまっているという状況で、来年度、再来年度が一つの山ということで、調査棟数がふえてくるものと予想してございます。それに連動するように家屋の税額等も伸びていくんだろうと。現在家屋は、これは予算額ベースの比較ですが、平成27年と平成22年の比較では、55%くらいまで戻してきているということでございます。

償却資産につきましては、そういった関連企業の設備投資が堅調でということで、219%、予算額の比較では平成22年度の比較ではそのような状況になっているということで、償却資産はある程度、設備投資が終了しますと落ちてくるものと、今後はあまり大きい伸びは示してこないのかなということがあります。ただ、区画整理事業等の完成によって新たな企業またそこを使って創業する企業が出てきた時点でどのような動きになるか、その辺は注視していかなければならないだろうなと思いを持ってございます。

減免につきましては、この固定資産の減免、主に家屋に対する質問と捉えておったんですが、これは平成33年3月31日までに建築した家屋に適応されるもので、当初の4年間は2分の1、それ以降2年間は3分の1減税されるということでございまして、6年間はこういった震災の特例の恩恵を受けられるということで、それ以降については、もちろん家の価格はどんどん下がっていくわけですけれども、税額が7年目以降についてはちょっと上がると。そのタイミングが町税に与える影響としてどの年度がどうなのかというのはちょっとこれからじっくり推計をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 阿部委員。

○阿部 建委員 いろいろ説明がありました。その中で個人町民税、それらは震災前に戻っているというような説明みたいですけども。それらこの税に、固定資産それらに、全体的な質問になるようすけれども、答弁するには区分して答弁してもらいたいんですが、この住民税の関係、このグループ化補助ですね、これがとんでもない金額が本町に補助金が入っております。グループ補助金がね。幾らくらい入っているのか。本町に。恐らく相当な金額だと思います。これからもまだ続くわけですからね。それらの補助金に、一時所得になるんだと、その補助を受ける方が。会社でいえば、会社の所得になるんですかね。一時所得になってね、とんでもない金額だと驚いているということもちょっと耳にしたんですけどもね。その辺の内容については、あまりはっきりわかりませんので、補助金が自分の所得にさらにそれがプラスになって、とんでもない所得になって税金が賦課されてくるんだと、大変だというこ

とを聞いていますがね、その内容については、どのような形になっているか。そのグループ化補助金の内容ですね。ついての税とのかかわりを伺いをしたいと思います。

それから法人税は、50社がという、私ちょっと聞き漏らしたのかわかりませんが、50社が利益が出て税を払っているという解釈でいいのか。この均等割についてもその会社の規模によって最低が5万円、均等割がね。各町その町々の。その資本金によって均等割がちがうんでしょう。そこら辺の説明をお願いしたいのね。私も3カ所で商売しています。5万円。このあと法人の。とんでもない資本金。資本金によってゼネコンの方々が、ここに均等割は、所得にではなくて、均等割ですから、もうけなくても出すんでしょう、均等割は。それの中でね、ちょっと説明、均等割のあり方というものをね。説明してもらいたい。それによって本町の税が作用しているんだということありますからね、大事なことでありますので。前日、この町のお金を全部持っていっているじゃないかという、そういう質問もありましたがね。そこら辺がどうなのかということなんですよ。

それから事業税、法人税はついではそういうなんありますが、ただ、事業が伸びてきていることによってこういうふうになったという説明なんです、1回目が。ただ2回目になったらば、こういうわけでゼネコンだのそういう方々の均等割が増額されて入っていると。それで110何%かね、100%以上の税収になっているわけです。本町の法人が、私は誰が見てもわかると思うんです。建設にもね。建築にも。この方々だけなのか、あとの方々が補助をもらってそれなりの設備投資をして事業を展開している。その方々が果たして税を還元というか、納めているのか納めていないのか。そこら辺の補助したからいいというものじゃないんですよ。やはり補助効果といいますか、前に私も70何年いろいろな経験をしてきた。補助をもらって、酪農の話、補助をもらって酪農を牛舎をどんどん建てた。半分くらいが倒産。倒産ですよ。そういう時代もあったんですよ。だから補助を受けてそれによって事業が拡大され、販路が拡大されて利益が出て、税でまずはお返しすると、そういうことのために補助金を出すのなら、苦労させたり損させているようではうまくないのでね、そこら辺が、例えば水産加工ですよ。建設業、土木業、建築関係、これは誰が見ても下請け関係、これは誰が見ても震災前よりはいいわけですから、間違いなくいいんです。ゼネコンもそのとおり。災害ゼネコンこないんだから。そして今、岩手県高田、大船渡あたりでは仕事がなくなっている。建設業が。これは続けられないよというような話がもう出てきているんです。そのような中で一時的な収益ではなくて一時的な税金をいただくんじゃなくて、通年で長く個人の方々に利益を得てもらって、税を払ってもらうことが一番いいことですから。そこら辺、課長がどう

把握しているか。本町の建築関係以外で、特に水産業でしょう。あるいはものづくりもあるんでしょう。それらがどのようにになっているのか。この本町にある建築土木関係のほかの法人でね、私はあんまりね、税を払っているね、そうないんじやないかと。そこら辺がどのようにになっているのか。震災以上に、簡単に言えば震災前よりもいろんな補助金によって間違いなく今後この町の産業が発展してきますよということが言えるのかということなんですよ、問題は。だからそこら辺をどういうふうに見るのか、非常に難しいようありますけれども、やはり課長の最高の税の親分というのは悪いな、そのくらいは説明できるのかなと思う。

いつまでも質問できますが、まず答弁願います。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） グループ化補助につきましては、多額の補助金が町に入っているというのは聞いておりますが、細かい数字までは私、済みませんが捉えてございません。グループ化補助につきましては、家屋の再建だったり設備関係に充当される補助金、あと委員がおっしゃるように一時所得になるものがあるかどうか、ちょっと私、そこまで把握しておりませんが、あるとすればそれぞれ法人税の申告によって法人税額が決定してくるわけですが、それがかえって法人町民税の法人税割としてこちらに反映されているものと推測されるところでございます。先ほど申し上げました50法人というのは、法人税割が増額になっている法人ということで、平成27年度は50法人ほど出てきておりましたというようなご説明を申し上げたところでございます。もちろん、ご指摘のとおり大手ゼネコンでは法人税割というものは従業員数とかで計算するために当町に法人税割がいかほど入ってきているのかというと、この部分ではありません期待できるものではありません。今、説明しますが、税率表の中で、先ほど委員申し上げましたとおり、5万円の均等割から最高で区分上は300万円までの均等割がございます。当町で一番高額の均等割につきましては、資本金等の額を有する法人で、資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの、結局資本は大きいけれども従業員数が分割法人ということで小さい部分で、この分類に該当いたします。全部で均等割は1号から9号までございますが、そのうちの7号が41万円に該当するものでございまして、最新の情報はないんですが、33事業所ほど41万円の最高額の均等割に該当してきている事業者がございます。その多くはご指摘のとおり大手ゼネコン建設建築関係の事業者ということになってございます。これで全ての法人町民税ということではないのですが、主幹産業である水産業でございますが、一次産業としては法人町民税、個人事業主がほとんどということで法人町民税には反映されてきているものではないですが、

今後、こういった水産加工業等の分類、分析等は今後させていただきたい。現時点では大枠ででしか、今ご説明申し上げたような内容での分析しか行っていないということで、申し訳ございませんが。

それから委員ご指摘のとおり、今後の個人町民税、法人税等についての動向でございますが、今、法人町民税でも申し上げましたとおり、復興期が終了するころにはこういった均等割りを納めるような大きい分割法人がもちろんなっていくものと思います。震災前の水準までは一気に戻るとは推測しておりませんが、当面はこのようない復興期における堅調な伸び、ないし現在をマックスとしてもこの程度の伸びで法人町民税はいくのかなということは見ております。個人町民税につきましては、最初に申し上げましたとおり、人口減の割には相当な所得的には平均的には上がってきてているんだろうと見ておりますが、それがどこまで続くのかということで、復興関連に従事している企業所得者の方も相当数いるという部分もあるかと思いますが、この辺も含めて復興事業の進捗等と合わせながら毎年、きちきち推計できるようにしていかねばと考えております。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 阿部委員。

○阿部 建委員 いろいろご説明をいただきました。私が一番注目して質問しているのは、本町の法人税が百十何%の中で一体本町の法人確保、水産加工会社はほとんど法人です。その方々がどのような、震災5年たって、補助金を受けてグループ補助を受けて、そして体制は整えた。しかし本町のみならず被災地のどこでも同じように人手不足であります。その中でどのように操業して赤字にならないでやれるのかなと、震災前のような形に、幾ら震災前のようにならないでしょうという見方は課長もしていますが、そのとおりです。おそらく震災前のような形にはならないでしょう。そこら辺を大きく見誤ると、これ一番重要な問題です、町税ね。金額の問題、いろんな問題を含んでいます、これには。そのような中でお伺いしたわけです。その所得、グループ補助金の関係の一時所得、それは把握していないということのようすけれども、そのように解釈してよろしいのかどうか。金額もわからないと言ったのかな。

それから個人町税、町民税ね、これがこれまで震災前に絶対戻らないと私は思います。まずもって人口、課長が言ったとおり、人口が下手すると3分の1がなくなるんですから。そのような中で一体、税もそれなりに納めるから、少なくなってくると。本町の基準財政だってとんでもなく下がるんでしょう。そこら辺がどういうふうになっているんですか、この交付

税の関係も。70何億円先ほど言った70億円切らないで国でも女性の大臣も。災害の町村には手厚く交付税などもみるということもいっている、今後はそういうふうになっていくのかなと思って安心しているわけです。それらの件について何か国から、あるいは財政課長から伺いしたいと。町税の私の質問に対しても、おおよそわかりましたので、これをもって私の質問終わります。答弁だけお願ひします。

○委員長（高橋兼次君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） グループ化補助の補助金が直接一時所得に当たるかどうかというのは、補助の内容等をみてみないとわからないということで、把握していないということを申し上げました。固定資産、要するに不動産を取得、再取得する場合等の補助等であれば、補助金については課税の対象にはならないのかと捉えておりますが、それ以外の補助等もあるかどうかも含めて把握してございません。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） この後9款の地方交付税で、交付税関係をご説明を申し上げる時間がございますけれども、ざっくりとみて、平成28年度の交付税の動向は前年度と比較して、やはり基準財政収入額は、町税の部分の回復傾向にあるということで、おおむね6%以上の基準財政収入額の増額をみてございます。収入がふえれば基準財政収入額が増額であれば交付税額は減るということでございますけれども、どのような形で基準財政需要額についても計算をしてございますので、その部分についても詳しく9款でご説明申し上げます。収入は増加傾向にあるということで、ご答弁させていただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） ほかにありませんか。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 9ページの債務負担行為についてなんですかけれども、下から2段、3段、4段とありますて、住宅再建あるいは移転事業への補助とありますけれども、これは町でも最優先で進めてきたことで、いよいよというところなんですかけれども、平成28年、平成29年の2年ということになっていますけれども、2年で完了されるのか、あるいは見通しをお伺いします。

○委員長（高橋兼次君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君） 独自支援それからがけ地危険住宅移転事業補助金、防災集団促進事業補助金でございますけれども、これは平成32年度まで今のところ平成32年度まで継続して支援をしていくという部分になってございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員　これは取りあえず2年分の予算ということですね。事業は続けられるし、完全に移転が終わるのは難しいだろうというような予想でしょうか。

○委員長（高橋兼次君）　よろしいですか。ほかに。及川委員。及川委員、2回目ですので簡明にお願いします。

○及川幸子委員　それでは簡明に。ただいま前者も聞きました、災害集団移転促進事業移転費助成補助金、地区ですね、防集のどことどこが該当になるのか。そしてがけ地危険住宅移転事業補助金、これは今頻繁に住宅が建設されていますけれども、それらの補助が何件くらい、大まかでよろしいですので、何件くらいあるのかお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君）　まず防集移転促進事業につきましては、今町で整備しております防集団地へ移転される方、それから災害公営住宅に入ります方の引っ越し費用などを助成するものでございます。それからがけ地建設事業の補助金でございますけれども、平成27年度の見込みでございますけれども、2月末現在で110件4億1,500万円ほど支出をしてございます。それから参考までに防集事業補助でございますけれども、これは78件で2億7,700万円ほど支出をしてございます。防集につきましては、浜々の4団地、大きい団地がこれから引き渡しになりますので、平成28年度にピークを迎えるのかなと考えております。

○委員長（高橋兼次君）　及川委員。

○及川幸子委員　そうすると今年度と来年度、平成28年度、平成29年度ですから、新たにこれはできる防集の分という考え方でよろしいでしょうか。ここの1億6,000万円ということは。平成28年、平成29年に該当する防集団地。

○委員長（高橋兼次君）　復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（糟谷克吉君）　債務負担行為に示してあります10億6,850万円につきましては、平成29年度の予定でございまして、平成28年度分につきましては歳出に計上させていただいておりますけれども、同額程度、平成28年度10億2,500万円ほど計上させていただいております。

○委員長（高橋兼次君）　よろしいですか。ほかに。

ないようでありますので、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から8款地方特例交付金まで、15ページから17ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○委員長（高橋兼次君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）では2款から8款までの細部説明を行います。

15ページ最下段が地方譲与税、1項地方揮発油譲与税でございます。揮発油譲与税いわゆるガソリン税、国税でございますけれども、揮発油税と地方揮発油税、2通りございまして、地方揮発油税の部分全体の全額の42%が市町村へ交付される仕組みになってございます。予算計上額は前年度と同額でございますが、本年度、平成27年度決算見込みが約2,000万円ございましたが、地財対策上、平成28年度はマイナス3.2%という形になっておりますので、それを計算いたしますとやや前年度同額という積算根拠となりましたので、同額とさせていただいております。

16ページごらんください。

2項の自動車重量譲与税、これも平成27年度決算見込み額、同額4,800万円で見越してございますけれども、地財対策上はプラス1.6%となってございますので本年度は4,800万円と計上させていただいてございます。

3款の利子割交付金40万円、マイナス76.5%でございます。これは宮城県の試算額を示されてございますので、この金額を計上してございます。

4款の配当割交付金380万円、同じくこれも県の試算額を計上してございます。前年度で比較いたしますと、216.7%でございます。

株式等譲渡割所得金、いわゆるこれも県税でございますけれども、本年度は200万円ということで前年度対比122.2%の増。同じく県試算額を計上してございます。

6款の地方消費税交付金、同じく県試算額として2億7,500万円計上してございますが、現在の税率が地方消費税分は、いわゆる8%のうちの1.7%でございますが、増額されている部分は、いわゆる従前の税率から比べますと0.7%分、消費税がふえてございます。その0.7%部分は社会保障の4経費、年金、医療、介護、子育ての財源にしなければいけないと決められてございますが、増額分については、この2億7,500万円のうち約1億3,000万円でございます。当然この部分は一般財源でございますが、後ほど歳出で出てまいります保育所費とともに園費、これだけで2億6,000万円の財源、一般財源使ってございますので、十分にこの地方消費税の財源を利活用しているといった内容でございます。

7款の自動車取得税交付金、これも同じく県税でございます。基本、自動車取得税の取得価格の3%が税額となります、その70%が市町村へ交付される内容でございます。平成27年度の決算見込み1,600万円を見越してございますが、地財対策では約1%の増ということでございますので、同額、平成27年度決算見込みの1,600万円を本年度の予算額として計上してご

ざいます。当初対比いたしますと、14.3%の増でございます。

8款の地方特例交付金は、いわゆる住宅ローン減税額の影響額を国から交付される財源でございますが、前年度同額100万円と見越して計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑に入ります。

質疑ございませんか。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 17ページ7款の自動車取得税交付金があると思うんですけれども、これ、今後の見通しというか、消費税の増税に關係してどのように見通しているのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 来年の4月1日、平成29年の4月から消費税が10%に一応上がるとということで、今予定されてございますので、消費税が10%に課税率が上がった段階で自動車取得税は一応廃止されるという見込みでございます。当然この部分の財源は穴があいてしまいますけれども、その部分の補填をどうするのかというのを、きちんとした形では示されてはございません。

○委員長（高橋兼次君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 国の政策的な方針ということと、時期が平成29年ということもありますけれども、なにしろ当町の財政基盤としてそれほど潤沢に資金があるわけではありませんので、こういった地方税に關係する、税に対しての交付金ということですので、まだはっきりと示されていないということですけれども、町として中央、国、県に向かってしっかりと要望していく必要があると思いますけれども、その辺、町長のお考えなのか担当課のお考えなのか、今年度中はどのように見通して来年度に備えるのか、お伺いしたいと思いますがいかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤仁君） こういった税制の問題につきましては、影響をこうむるのは当町だけではございませんので、これは宮城県町村会と含めて、全国町村会の形の中でこういった問題については取り組んでいく必要があると思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、2款地方譲与税から8款地方特例交付金までの質疑を終わります。

次に、9款地方交付税18ページの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では18ページの9款地方交付税でございます。予算には普通交付税、特別交付税、震災復興特別交付税と3つの地方交付税を計上してございます。

特に普通交付税については本年度33億円ということで前年度当初と比較いたしますと5,000万円の減、マイナス1.5%の予算を計上してございます。国においては地方交付税の総額を、いわゆる交付税特会の出口ベースで16兆7,000億円ほどということで、対前年度予算、国家予算にするとマイナス0.3%という形でございます。ほぼ前年並みの交付税総額は確保されてございます。ただ当町におきましては従前、小野寺委員にも説明したことがございますけれども、国勢調査人口の確定値によりまして相当額影響が出る恐れがあるということでございましたが、国において特例措置が講じられたということで当面予定していた大幅な減額が一応回避される見通しとなりました。財政担当課で一応試算いたしまして、平成28年度の基準財政需要額の見込みを49億6,000万円、前年度で比較いたしますと3.2%の減。逆に基準財政収入額については、これはいわゆる臨時財政対策債を含んでおりますけれども16億1,000万円。地方債を除くと大体収入額で6.0%の増と見込みまして、差し引き33億5,000万円になりますが、5,000万円については今後8月の本算定を迎えるまでに留保しておかないと財政運営上好ましくないだろうということで33億円という形で普通交付税については予算を計上させていただきました。

特別交付税については、前年度が2億1,000万円でございますので、19%増の2億5,000万円を計上してございます。今後見込まれるルール計算部分が約4,000万円くらい増額されるだろうということもありまして、当初予算として2億5,000万円計上いたしました。

震災復興特別交付税については、マイナス18.6%という形でございます。これは国の分でございますけれども、当町の分についてはマイナス13.4%の予算計上という形にさせていただきました。議員ご承知のとおり、派遣職員の人事費それと災害復旧費、復興交付金事業のいわゆる補助裏の財源として本年度69億9,000万円という形で当初予算としては整理させていただいてございます。

内容は以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、9款地方交付税の質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員　ただいまの総務課長の説明で概略がわかったわけでございますが、危惧していく算定の基礎となる人口ですね、これが平成22年度における国勢調査の数値をもって算定を今後されると。ただ内容を見ますと、特例措置であって若干減額されていくという方向のように聞いておりますが、その方向性。それから既存財政需要額の中で道路の延長面積、その分も一つのベースになるんだろうと思っておりますが、最初の予算内容を見ますと、土木費で道路台帳作成という項目があります。平成28年度において道路台帳が新しく作成されるということなんでしょうが、その道路の延長面積、そういうものはどういう基準で算定されているのか、その辺2点伺います。

○委員長（高橋兼次君）　総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　まず交付税算定の特例の関係でございますけれども、今回は2本立ての特例措置でございます。まず最初の部分が平成12年、2000年に発生した三宅島の噴火によって、全島避難されたということで算定根拠を国勢調査のベースと一度切り離して、いわゆる住民基本台帳人口ベースにして算定するといった内容でございます。具体的に申しますと平成27年度住基人口、平成27年9月30日になりますけれども、それと平成22年9月30日現在の住基人口を比較いたしまして、その減額部分を、その部分を22年国調に割り戻して算定するといった内容でございます。これに応じますと、平成28年度算定は一応1万7,000人ちょっとくらいの人口規模で算定されることになります。2年度も1万6,200名ほどになるんすけれども、3年度目からは、それにプラスして人口急減補正と新しい算定方法で、これが平成22年国調の人口から10%以上減らさないと、90%までは補償するといった内容でございまので、平成22年国調が1万7,429名でございましたから、その10%カットした分というのは1万5,686人、この人口について平成30年度から平成32年度まで、残り3年間はこの人口をベースに算定されるといったことでございます。大きく需要額にも影響されないということなので、ほぼ普通交付税の交付額に大きな変動はないものと見越してございますが、ただ当町は合併町ということもありまして、合併の算定替え、100%算定は平成27年度で終了してございまして、今後5カ年かけて合併算定替えが徐々に目減りしてまいります。平成28年度は10%カットということでござりますので、単純に計算いたしますと、合併算定替えで約4億円から5億円、当町の普通交付税が余計にいただいている団体でございますので、5億円にしても本年度は5,000万円相当は交付税は減額されるだろうと推計をいたしてございます。

次に、道路の延長と道路の面積については、当然道路橋梁費という交付税上の算定基礎の基礎数値となる内容でございますが、当町では全て道路台帳が流出してしまって、震災後、

その数値が凍結したままで算定を行ってございます。本年度の予算で新しい道路台帳の整備を行う予定でございますが、それが完成して実際にその数値が交付税上に反映されるのは平成30年度からの算定となりますので、来年10月に調査が入りますけれども、その際にはまだ本年度新しくつくった道路台帳の延長と面積は算定されないという形になろうかと思います。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうすると人口ベースの問題ですが、いわゆる特例措置によって最高で1割減という理解でよろしいんですか。それから道路関係ですが、これも平成30年度まで凍結。平成29年度までが現在の旧道路台帳による数字がベースになると。平成30年以降については新台帳によって算定されると、そう理解ですか。はい、わかりました。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） ないようでありますので、9款地方交付税の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時20分 再開

○委員長（高橋兼次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料まで、18ページから21ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 18ページの10款交通安全対策特別交付金ですが、本年度150万円の計上ということで前年度と同額でございます。この財源については基本一般財源でございますが、交通事故発生件数等による反則金を原資にしているといった内容でございます。

次、11款分担金による負担金の1目民生費負担金、保育所利用料とこども園利用料ございます。それぞれ1,887万1,000円、309万9,000円計上してございますが、保育料については154名の児童数で積算計上、こども園については30名で計上してございます。保育料については前年度と比較してマイナス19.8%、こども園の利用料はマイナス25.8%という形になってございます。

19ページ、12款使用料及び手数料の3目土木使用料2節住宅使用料、町営住宅使用料3,743万5,000円。これは既存の町営住宅109戸それと災害公営住宅206戸、この住宅使用料を計上いたしてございます。下の定住促進住宅使用料は5戸、月額6万4,000円相当の12カ月分を計上

してございます。3節の住宅駐車場使用料については、災害公営住宅の駐車場212台分計上してございます。

20ページをお開きください。

12款使用料及び手数料の2項手数料3目衛生手数料、保健衛生手数料の犬登録手数料は、3,000円の30頭分計上してございます。それと狂犬病予防注射済表交付手数料は502頭分の550円で計上してございます。その下の清掃手数料、し尿収集手数料、1台当たり9,700円の2,470台分の計上でございます。浄化槽汚泥処分手数料は1,542円の2,500台分を計上してございます。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑に入ります。質疑ありませんか。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

2、3点お伺いしますけれども、18ページの民生費負担金。保育所延長利用料こども園延長利用料、1,000円が予算的に取られておりますけれども、保育料とこども園利用料も昨年より減っているということで、これは減額というか補助を町で軽減している分がマイナスになつた要因かなと思われますけれども、4月からこども園が始まるわけですけれども、どの程度の延長が見込まれるのか、わかっている範囲でいいですので。保育所とこども園の延長、利用者がどのくらいいるのかということですね、それが1点と、それから12款使用料及び手数料、土木使用料の中で住宅使用料なんですけれども、促進住宅ができて公益費が発生してきてるわけなんですけれども、地区で言えば部落会のようなものなんですけれどもね、6,000円ほど公益費が発生していて、家賃が6,000円または公益費6,000円かかって1万2,000円、大変だなという声も聞こえますけれども、経費節減で公営住宅を見ますと満々と電気がどこから見てもわかるほどに電気が満々とついているんです。夜でも、夜中でも。その辺、指導的立場から減らして、節約というものが図られないのか、それにも公益費にもぜひ反映してきますので、その辺の指導方と、それから衛生手数料のごみ処理手数料の関係なんですけれども、バイオで燃えるごみと散在というか、食べ物の、ものの区別をして出しておりますけれども、その辺の違いというか、去年1年やってみて、こっちの分が減っているのかどうか、その辺もお願ひいたします。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに保育所の保育料それからこども園の利用料の減額の理由

でございますが、新しい料金制度につきましては平成27年度から対応してございまして、昨年は減額の影響がどれくらいであるか、なかなか所得状況もつかめませんでしたので、合計で3,000万円ほどの計上をしたところでございますが、先の補正予算で減額をしているとおり、ほぼほぼ平成27年度の実績がわかりましたので、それに合わせて今回当初比較では減額となっておりますが、このような予算措置をしたところでございます。

それから、延長保育につきましては、規定の時間から30分から1時間までは100円、以降30分増すごとに100円ということの手数料でございまして、予算には大きな影響はないということから存置ということで計上した次第でございます。実績につきましては現在集計中でございます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 災害公営住宅の共益費でございますけれども、今6,000円というお話をありがとうございましたが、金額については各自治会で決定をしていますので、こちらとしても詳細は把握していな状況ですけれども、一番共益費の中で大きいのが浄化槽の管理費と集会所の維持費でございます。多分、最初の6,000円と私のほうで計算をしましたので、6,000円のうち約3,000円が浄化槽の維持管理費、電気料それから法定点検それから汚泥の汲み取りというのがありますので、それが一番大きいものになっているかと思います。それと次に大きいのが集会所の維持費でございます。当初、仮設等でそれぞれ集会所をご利用なさっていると思いますので、そのくらいの頻度で実は使った場合ということで積算をしてございまして、確か集会所が月1戸当たり大体500円から600円くらいのご負担だったかなと思うんですけれども、残りの部分が電気代になるかと思います。それで基本的に照明等につきましては入居者の安全を考えた配置それから照度を取っていますので、それを一概に消灯をするというのはなかなかそこは難しいものがあるかと思います。LED等も使ってなるべく消費量の少ない製品を使っているということでご理解をいただければと思います。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） ごみ処理手数料に関しまして可燃ごみ、あるいは生ごみの分別収集がどうなっているかということだと思います。

まず、このごみ処理手数料は生ごみの分は入っておりませんで、クリーンセンターなどに事業者あるいは住民の方々が直接お持ち込みになって、50キログラム当たり308円ですかね、それをお支払いいただいているというようなものになってございます。量的にはそれほど前年並みで、それほど大幅な減少、増加というものはございません。ただ、可燃ごみにつきまし

ては直接搬入している傾向を見ますと、若干6%から7%くらいふえているような形になつておりますし、町で収集するような収集ごみの量はまだ平成27年度全部出ておりませんけれども、大体前年並みでないかなというところでございます。生ごみなど収集した分はあるんですけれども、それ以上に可燃ごみも出ているというような状況になってございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 まず、児童福祉負担金のただいまの保育料の延長なんですけれども、こども園についてはこれから4月から始まるわけですけれども、その延長の申し込み、それらは平成27年度と比較して保育所の延長はそのままだろうと思うんですけれども、こども園の場合、延長というものはどの程度出てきているのか、その辺、こども園になって延長がどの程度の希望者が出ているのか、出でていないのか、その辺お伺いします。

あとは、ごみの関係はふえてきたということはごみの分が減ってもふえてきたということは、やはり新しいおうちができてきて、その分が足されてくるんだなということで理解いたします。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 延長の件数ということでよろしいのでしょうか。こども園につきましては平成28年度からこども園ということで実施するところでございまして、延長につきましても現在数件という見通しを立てておりますが、実際どれほどの件数が上がってくるのかということは実施してその数によって柔軟に対応していきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。今野委員。

○今野雄紀委員 今野です。

20ページ、衛生手数料なんですけれども、犬の登録手数料についてお聞きしたいと思います。近年、昨年も9万円でその前の年が確か10万円くらいだったんですけども、この見積もりの算定の基準というか、動向をどのようになっているか伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 今年度の新規の登録の頭数というのが35頭、それから前年度の登録頭数が45頭だったんですけども、全体的な登録頭数も昨年度621頭から現在591頭ということで、大体減る傾向にございますので、来年度につきましては30頭、新年度は30頭で見積もりをしてございます。

○委員長（高橋兼次君） 今野委員。

○今野雄紀委員　近年減る傾向にあったと課長の答弁があったんですけども、私、実はこれから家が建ってきて今まで飼えなかつた人ももしかすると、ただ立派な家の中にペットを入れるというのは、それも考えようなのかもしれませんけれども、そういうふたふえる可能性もあるんじゃないかという、そういう思いもしてて。それで、ペットの暮らしやすいと申しますか、ペットと暮らしやすいまちづくりというのはある種、少子化対策ではないんですが、人口増への何らかの可能性を感じられるんじゃないかと思うんですが、このペットの暮らしやすいという補助金がどうのこうのというのではないんですが、そういうまちづくりも検討できるんじゃないかと思いますが、伺いたいと思います。

○委員長（高橋兼次君）　環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君）　ペットと暮らしやすいまちづくりというようなことのお話でしたけれども、ほかの地区では犬の飼い方ですね、しつけ方の教室なども開催しているところもございますので、先にありました気仙沼地区の飼い犬関係に関する会議などもございまして、ぜひこの地区にもそういうことをやっていただければということで、獣医師会等に相談させていただいて、そういうこともやっていければと考えてございます。

○委員長（高橋兼次君）　よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君）　ないようありますので、10款交通安全対策特別交付金から12款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、13款国庫支出金及び14款県支出金、21ページから27ページまでの細部説明を求めます。  
総務課長。

○総務課長（三浦清隆君）　13款と14款の説明をさせていただきます。

基本、国庫支出金と県支出金は特定財源でございますので、事業があつてその財源として収入する財源でございます。特にご説明する内容の部分についてのみご説明いたしますが、21ページの国庫支出金の民生費国庫負担金のうち、児童福祉費負担金、そこに子どものための教育保育給付費負担金1,428万7,000円計上してございます。これは施設型給付費として、いわゆる入谷ひがし幼稚園それとマリンパル、この2つの施設に対する施設の給付でございます。補助率は2分の1ということで、同様の内容が県補助金にも登場してまいります。下欄の3目災害復旧費国庫負担金、農林水産業施設災害復旧費負担金については、これは漁港施設災害復旧費に充当いたします。下欄の公共土木施設災害復旧費33億9,000万円でございますが、これは道路橋梁災害復旧費の特定財源でございます。

22ページをごらんください。

国庫補助金のうち、1目総務費国庫補助金、そこに市町村合併推進体制整備費補助金1億9,815万円、今回計上してございます。市町村の合併補助金ということで平成17年旧志津川、旧歌津が合併した際に合併補助金として2億4,000万円が約束されておりました。直後に消防団の活動服の購入に850万円を執行して以来、この財源については2億3,150万円をずっとストックされて残っておりましたが、本年度1億9,815万円財源として充当してございます。残りが3,300万円ほどになるんですが、これについては今後プールの建設事業が入ってまいりますので、その財源に充当する予定にしてございます。

その下の地域公共交通確保維持改善事業費補助金3,500万円でございます。これは歳出50ページの地域交通対策費、いわゆる町内循環バスの路線の運行に対する補助金として計上してございます。

その下に同様に、子ども子育て支援交付金がございます。国庫補助と同様に、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭の全戸訪問事業等、この財源でございます。補助率が3分の1でございます。

保健衛生費補助金の浄化槽交付事業補助金、本年度は40基分、補助率3分の1で見越してございます。

その下の4目農林水産業費国庫補助金、水産業費補助金で3億8,600万円、農山漁村地域整備交付金、これは海岸保全事業の財源でございます。防潮堤設置に係る事業でございます。

土木費の国庫補助金のうちの道路橋梁費補助金2億3,465万円、社会資本整備総合交付金、路線数はいっぱいあるんですけれども、蒲の沢2号線、鏡石岩沢線、松坂線、横断1号線、平磯線、その他町道路線の整備交付金として、国庫補助金として計上してございます。

23ページの災害復旧費国庫補助金、その他公共施設公用施設災害復旧費補助金。まず消防防災施設設備災害復旧費補助金は1億959万3,000円、防災行政無線7局の設置分それと消防屯所の8カ所の整備費、ポンプ付積載車2台分の財源として計上してございます。

その下の社会教育施設災害復旧費補助金1億2,164万円については、歌津公民館分、いわゆる支所の歌津公民館分に係る災害復旧費の補助金で、3分の2の補助率でございます。

続いて24ページをごらんください。

県の民生費負担金の児童福祉費負担金3,228万7,000円、先ほど申しました子どものための幼児教育、幼児保育給付費負担金ということで施設給付型入谷ひがし幼稚園とマリンパルに対する補助金ということで、県の補助率は4分の1でございます。

災害救助費負担金の災害救助繰替支弁金7,720万円、これは仮設住宅の敷地借り上げ料等の財源でございます。

3目土木費県負担金、復興土木費県負担金の1億1,700万円、区画整理事業用地負担金、国道398、県道清水浜志津川港線の河川堤防と防潮堤分の用地費に充当する県からの財源でございます。

次に、県支出金の県補助金、総務費県補助金に被災地域交流拠点施設整備事業補助金2,500万円計上してございます。これは荒砥地区の集会所整備事業に対する補助金100%補助でございます。

25ページ、児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金815万7,000円。国庫補助と同様に地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業等に対する補助金3分の1の補助率でございます。

3目衛生費県補助金の保健衛生費補助金、みやぎ環境交付金315万9,000円。これは志津川小学校、戸倉小学校にソーラー防犯灯を設置する予定の財源でございます。

5目の農林水産業費県補助金、農業費補助金のうち東日本大震災農業生産対策交付金2,082万7,000円。堆肥の散布事業ということで、面積40.6ヘクタールの事業で、場所が西戸川、在郷、板橋、田表、この地区に対する堆肥の散布事業に対する財源でございます。

その下の青年就農給付金事業補助金303万円でございますが、これは150万円の2名分を計上してございます。

26ページをごらんください。

2節の林業費補助金のうち、森林病害虫等防除事業補助金135万円。地上散布18.7ヘクタールを予定してございます。場所が神割崎、ひころの里、尾崎、田東山でございます。その下の復興木材供給対策間伐推進補助金590万円。素材生産事業の財源として払川の11.4ヘクタールを予定してございます。

3節の水産業費補助金、漁港施設機能強化事業補助金、これは7つの漁港のかさ上げ工事の財源でございます。漁港が田の浦、寄木、葦の浜、清水、荒砥、藤浜、館浜。この事業の財源で補助率は4分の3でございます。

5目の商工費県補助金のうち、一番下欄に震災等対応雇用支援事業補助金930万円計上してございます。1事業予定してございます。地域漁業再生調査事業の財源として計上してございます。

7目教育費県補助金、教育費総務費補助金のうち子どもの心のケアハウス設置事業費補助金

586万2,000円。これは不登校予備軍への支援ということでケアハウスの設置事業に対する補助金でございます。100%の補助でございます。

8目災害復旧費県補助金、その他公共施設公用施設災害復旧補助金で地域医療復興事業補助金で1億6,385万1,000円。これも総合支所の歌津保健センターに係る災害復旧費の補助金でございます。補助率は100%でございます。

27ページ、県の委託金、総務費委託金に4節で選挙費委託金に参議院議員通常選挙費委託金を1,073万1,000円計上してございます。本年度の国政選挙は7月に参議院議員選挙が予定されてございます。

3目の教育費委託金、社会教育費委託金259万8,000円、放課後子ども教室推進事業委託金計上してございます。これは戸倉小学校の施設を使用して、戸倉小学校の子供を対象にした事業でございます。補助率100%でございます。

その下の災害復旧費委託金、公共土木施設災害復旧委託金で1億4,877万1,000円。水尻川水系水尻川工事委託金とございます。これは水尻川河川の災害復旧工事、橋前後のバック堤に係る整備事業の委託金でございます。

その下の県道工事の委託金については2億5,000万円でございますが、国道398と県道清水浜志津川港線の盛土舗装工事に係る財源の委託金でございます。

以上でございます。

○委員長（高橋兼次君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、13款国庫支出金及び14款県支出金までの質疑に入ります。質疑ございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点ほどになるのかなと思うんですけれども、まず22ページです。国庫支出金の中で、22ページだと2目2節児童福祉費補助金、さらに6目にも教育費国庫補助金ということで出てまいります。全体を見ての感覚なんですけれども、これ以前から私が申し上げているんですけども、国庫支出金と県支出金で大体財政の2割くらいに当たるのかなと思うんですね。地方交付税を超える額の支出金をいただいて、これで事業をやっていると。今説明の中でも事業に充てこむ、何に使うかということもある程度決まっているんだと、当然ですけれども。その中で額を見ていただきたいんですけども、子育て支援交付金に関して800万円ですね。教育費に関しても目の全体で100万円前後と。やっぱり地方創生だとか子育て支援を、人口減少どうにか食いとめなきやいけないということは言いつつも、結局国とか県が支出する額でみると、非常に少ない、800万円で何をしろというのかと。単純に思ってしまうことがあります。それはいろいろほかにも財源をうまく使っていることとかあるんでし

ようけれども、歳入の質疑ですので、何に使うのかということよりも、その説明を求めるよりも、国や県がこれくらいの支出しかしていないということに対して町としてどう感じるのかと。手上げ方式で、こういう事業に使うからお金をくださいという頼み方、予算のつけ方だと思うんですけれども、もっと広範にわたってさまざまな県や国の補助を受ける手段は、もっと考える必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どのようにお考えなのかがまず1点です。

もう1つはちょっと細かい話になるかもわかりませんが、26ページに、こっちは県の支出金の中で、中段に7目教育費県補助金の中に子どもの心のケアハウス設置事業費補助金というのが出てまいります。今100%補助、昨年の11月か10月かくらいだったと思うんですけれども、子どもの心のケアハウスというのを県事業でやるんだという話が確かあったのかなと思うんですね。その実態というか、一体どういうものなのかと。どういうことを実際にやるんですかという話は100ページあとくらいに支出の中で出てくると思いますので、それはそれとしても、県事業ですので南三陸町にこれくらいのお金がくるんだよということは一体どのように決まっていて、例えばほかの自治体というものに対してとの比較、もしくは南三陸町で行われる事業に、これで本当に充足すると考えているのかということをお伺いしてみたいと思いますがいかがですか。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 私、冒頭申し上げましたが、あくまでも国庫支出金県補助金は特定財源であると。基本、後藤委員のお話のとおり、手上げ方式で補助メニューがあって補助申請を行ってくる財源ということなので、逆に無防備に国県からこの財源をこうするから使いなさいといった財源ではございませんので、まずその辺はお含みおきをいただくということにして、これまで例えば保育所等については、昔、保育措置という時代がありまして、その時代には相応の国の財源等も入ってきていましたが、後々交付税総額が年々確保が難しくなってきた段階で、国庫財源をゼロにはするんだけれども、基本ルール上は普通交付税に算定されるという、一般財源化というのが進んでまいりましたが、いかんせん、普通交付税の額の伸びが相当ありませんでした。ここ最近の情勢ですと交付税の財源は比較的潤沢に一応国でも用意はされているようですが、基本やはり町でやっていく事業、新しい事業については補助メニューがないのであれば全て一般財源対応にしていかなければいけないということなので、むしろ国県補助の特定財源というよりは、やはり一般財源の確保に当然、町長も含め宮城県町村会も含め国にしっかり働きかけていくのが重要な問題ではないでしょうかと考え

てございます。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 子どもの心のケアハウス事業の関係でありますけれども、この事業は平成28年度から宮城県において補助事業として新たに制度化したものでございます。主な内容といたしましては、東日本大震災の影響によって心のケアであったり、学習支援が必要になった児童生徒に対して必要な支援を行うための拠点として位置づけておりまして、この心のケアハウスを拠点として心のサポート機能を中心としながら適応サポート機能、学習サポート機能を複合的に実施するという、そういった制度の内容になっておりまして、当町におきましてはご承知のように不登校の児童生徒が、宮城県自体も高いんですけども、当町においても高いという状況にありますので、新年度において不登校対策を重点としながら教育相談活動であったり、訪問活動による支援を行っていくことによって不登校数を減らしていきたいということで取り組むものでございます。

県内の状況につきましては、ちょっと正確な数字は今持ち合わせておりませんが、県内で10市町村ほどが希望をしていると伺っております。充足度という部分につきましては、単年度当たり1市町村2,000万円が上限という制度になっておりまして、新年度におきましては新たな取り組みでもありますことから、初期投資として施設整備、運営費として500万円ほどを計上したということです。

○委員長（高橋兼次君） 後藤委員。

○後藤伸太郎委員 1点目に関しては、考え方はどうちらもあると思うんです。子育てが大事だと、国で言っているんだから、国でお金を出しなさいと。特定財源でもっとくれというのも一つの方法ですし、うちの町は子育てに力を入れるということを施策にしたいので、そのためにお金を使う予定なんだけれども、一般財源にもっとくれと。その分、いただいた分を子育てに使いますよと。どちらの考え方もあるんだろうと思うんですけども、やはり雑感としてお伺いしておきたい、施政方針等で非常に重要な施策の一部として抱えているわけですから、この額、補助金の割合、全体の予算に占める子育てに対する金額の少なさというものを町としてどのように感じるかと。制度的にどうとか技術的にどうのということもちろん大事なんですけれども、わかりやすく言えば町民が国からこれくらいしか出ないんと言ったことに対して納得できるのかどうかという話だと思うんですよ。その分、ほかのところでもらっている分をいっぱい使っていますと言えるのであればいいんですけども、私は必ずしもそうではないのではないかなと思いますので、引き続きというか、いろんな財源を工夫

して引っ張ってくるということは要努力の分野だろうと思いますので、繰り返しになるかもしれません、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

子どもの心のケアハウスに関しましては、事業も平成28年度から新しく始まるということで、具体的にどのようになるか。心のケアですから、非常に明確に何をどう達成すれば不登校の数が減れば、それで事業の効果があったのかと一概に言えるのかというとまたそれは別の問題だと思いますので、非常に試行錯誤しながら難しい事業の運営をしていかなければいけないだろうと思うんですけども、これも収入のお話、歳入のお話ですので、今県内で、ほかの自治体でどれくらい手を挙げているんですかということをお伺いしようと思ったんですけども、10市町村くらいではないかというお話をしました。県内でもっと自治体がありますから、そこに一つ手を挙げたということは一定の評価ができるのかなと思います。これは支出で内容については詳しくお伺いしていきたいと思いますので、子供の心、非常に目に見えない分野ですけれども、大事なことだと思いますし、取り組みの方法として南三陸町がこの対策としては一番先進地であるべきだろうと思いますので、支出でまた詳しくお伺いしたいと思います。

1点目についてはいかがでしょう。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 国での行政の守備範囲、県の行政の守備範囲それぞれ持ち分があると思うんですけども、例えば実例を上げますと、医療費の助成に関しては県の助成が非常に国内でも一番最下位のランクにあるということで、市長会等でも必ず話題となって知事の答弁が非常に大変な思いもしていると伺っているんですけども、結局県の補助が入らないということは、その部分の足りない財源は市町村の一般財源を利用しているということでございますので、やはりそれぞれの持ち分に応じた財源の保障とういうのはやはり確立されしかるべきなんだろうなと思っております。ことあるごとに国県に対しては、そういったことをしっかりと要望しながら必要な財源の確保を当然していかなければいけないです、合わせて町でも一般財源の活用についてはしっかりと精査をしながら、そういうことも、子育ての対応に当たっていくのが喫緊の課題ではないかなと思ってございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかにございませんか。及川委員。

○及川幸子委員 及川です。

それでは私は26ページの7目教育費県補助金がありますけれども、教育総務費補助金の中で被災児童就園支援事業費補助金322万8,000円、それから小学校費補助金の被災児童就学支援

事業費補助金、その下の中学校の分ですけれども、これらの補助金というのはバスで通学している分かなと思われるんですけども、その辺の内容と、県支出金の3目教育費委託金で2節社会教育費委託金259万8,000円、放課後子ども教室推進事業委託金とあるんですけども、戸倉小学校の放課後児童クラブのことなのか、この辺委託金の内容のご説明をお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 初めに被災児童就園支援事業費補助金でございますけれども、これは具体的にあさひ幼稚園に在園している園児の家庭において、被災を受けた家庭に対する補助金でございます。それから被災児童と被災生徒就学支援事業費補助金でございますけれども、その内容としては、いわゆる学用品費であったり給食費であったり、そういった部分の就学援助費のほかにバス代、スクールバスの費用を歳出で計上しておりますけれども、1億8,400万円ほどがこの中に含まれております。

○委員長（高橋兼次君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） それではご質問ございました、放課後子ども教室戸倉小学校で行われている分ですけれども、これについてご説明申し上げます。

こちらは放課後児童クラブとは違いまして、戸倉小学校だけなんですけれども、だけというのではなく他の学校ではいらないというご回答がありましたのでそういう状況になっておりますが、子供たちスクールバスで通っておりますので、スクールバスが出るまでの間、特に低学年の子供が高学年と一緒に帰りますので、その間、時間が空いてしまうということで、その間の見守りですか、あるいはスポーツだったりレクレーションだったり、そういった指導していただくということで事業化されたものが、ちょうど国庫補助がありましたものですから、そういう形でやらせていただいているというものでございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 あさひ幼稚園の補助金に、まるまるこれがあさひ幼稚園にという形で、歳出にまた出てくるかと思われるんですけども、これは幾らの補助率なんでしょうか。それと、そのバスも含まれていると件なんですけれども、非常にこのバス通学していて、安心面は確保されるんですけども、体力的にどうなのかなという疑問視されるんですけども、幸い去年のご答弁で言わせていただきましたけれども、お伺いいたしましたけれども、体力的には段々それが伸びてきているということが伺ったわけですけれども、それらの危惧されるんですけれども、どの年度までバス利用していくのか、その辺をお伺いします。それから先ほ

どの戸倉小学校の件ですけれども、バス時間までの見守りだというんですけれども、それらは運動だったり勉強をみてもらうとか、そういう宿題をみてもらうとか、学年によって1年生だと時間がいっぱいある、高学年だと時間がない、バスに乗る時間というのは短くなつて当然くるわけですけれども、その辺の子供たちに対する影響というものがどの程度出てくるのかをお伺いいたします。

○委員長（高橋兼次君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 被災幼稚園の就園支援事業の関係でございますけれども、これは幼稚園の設置者が国の一定の基準に基づいて保育料等を減免した場合に、その当該相当額について町で補助を行うものでありますので、それぞれ家庭の所得水準に応じてそれぞれ、非課税世帯であったら幾らあるとか、町民税の所得割が幾らである場合には幾らということとそれぞれの基準がございますので、その基準に基づいて幼稚園で減免をしていただいてその当該部分について町で補助をするということになっております。

それからバスの利用でありますけれども、スクールバスに関して現在県の補助事業という形で運行しておりますが、今現在いつまで補助が続くのかというのが正確な情報は入っておりませんが、平成28年度は単年度で措置されるという情報を聞いておりますので、平成28年度についてはこれまで同様の、平成27年度同様の運行を考えております。ただその、この補助制度がなくなった場合どうするかという部分につきましては、これまで学校統合を進めてくる中で通学手段を町が責任を持って確保するということで地域の皆様にはお話をしながら統合を進めてきたという経緯がございますので、そういった部分も当然考慮しなければならないと思いますし、その上であとは被災の関連で運行している路線についてどうするかということは財源を踏まえてこれから検討が必要になってくるんだろうなと思っております。補助制度が続いているうちは現行の体制を当分は維持したいと考えております。

○委員長（高橋兼次君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（菅原義明君） 今の放課後子ども教室の効果はというご質問でございました。残念ながら放課後子ども教室によって、例えば学力が向上したとか体力が向上したというもののについては、ちょっと比較していないと言いますか、特に見守りがやはり中心でございますので、効果とすれば、一番の効果は子供たちが安全にいられるということ、それから預けている保護者の方も安心していられるということが最大の効果ではないかと思ってございます。

○委員長（高橋兼次君） 及川委員。

○及川幸子委員 そうすると、このあさひ幼稚園には実績に基づいて補助している、町で補助しているということで、この補助というものは交付税に算入されてくるのかどうか。この町単独の補助ではないはずですよね。これに対して町にも入ってきてていると思うんですけども。この額が入ってきて、そのままストレートで実績に基づいて歳出で出しているという受け止め方でよろしいですか。

それと、補助が終わったときのバス通学の件ですけれども、やはり補助が終わったから打ち切りではなくて補助があるうちから父兄の皆さん、そして学校の皆さんと、これがずっと続くものでないですので、その辺もよく丁寧に話し合って今後のことですので話し合って、補助があるうちから話し合っていっていただくと保護者も助かると、コミュニケーションが取れていいのかなと思いますので、その辺お願ひいたします。

以上終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。小野寺委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。

25ページの下のほうに、農業費補助金の中の多面的機能支払交付金それから推進交付金とありますけれども、この交付金の目的とか、例えば多面的、何を多面的機能とするのか、内容をお伺いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 多面的機能支払交付金でございますけれども、これにつきましては、農地の維持に伴う支払いとか、それから資源向上支払い等の事業がございまして、一番多いのが草刈りですとか、水路の泥上げですとか、農地維持する上でのですね。軽微な農地関係の修繕みたいな部分での交付金となってございます。中山間の直接支払いは農地が平場のところに比べれば条件がちょっと悪いということでの交付されるお金に対しまして、こちらの多面的機能につきましては主に農地を維持するとか、そういった形で支払われる交付金となってございます。あとは農地の保全とか、そういった形での交付されるお金ということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 農地保全するためということなんですけれども、つまりそれは何のために農地を保全されなくちゃならないのかということになると思うんですけども、それとどの程度利用実績があるのか、それとこの370万円という金額は、これで十分なのかなと感じがしますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 農地を保全するという意味は、ある意味景観の保全といいますか、景観上の部分とか、それから雨降った際に田んぼとかあることによって一旦そこで洪水とかを抑えることができるというような、そういった田んぼには米をつくるだけじゃなくて、そういった機能もあるということでございます。そういう農地を保全維持することが災害の防止にもつながるというようなことでの多面的機能ということでございます。

それから多面的機能支払いの交付団体で、件数でございますけれども、委員ご承知のように中山間と重複しての交付ができますので、中山間と重複しての団体が10件、それから圃場整備が4件、それから多面的機能のみの団体ということで3件、平成28年度は新規に1件、押館で加入する予定となっておりまして、合計で18団体ということになってございます。

○委員長（高橋兼次君） 小野寺委員。

○小野寺久幸委員 合わせて支払推進交付金というのがあるということですけれども、15万円という少ない金額ではありますけれども、まだまだ不十分だと。広げなくてはいけないんじゃないかなという意味なんだと思いますけれども、全国どこでも農地が荒れてきているとかいろいろな問題がありますけれども、この事業の必要としている人たちというのは今受けている方以外にももっと必要なんだと思いますけれども、その辺の感じはいかがでしょうか。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） まずもって対象となる団体につきましては、営農組合とか、そういった組合組織をされているところが対象になりますので、そういう組織のところにいろいろご紹介をさせていただいて採用していただいているという状況でございます。

それから推進交付金でございますけれども、この多面的機能の支払制度を導入するに当たつての、いろいろ事務経費でありますとか、そういった部分での交付金となってございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。ほかに。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 21ページ、国庫負担金の民生費国庫負担金、児童福祉費負担金、この中で子どものための教育保育給付費負担金と。総務課長の話では施設に対する負担金ですと。それでひがし幼稚園とマリンパルの分ですよと。それで歳出、69ページになりますが、民生費の児童福祉総務費で、やはり歳出で予算措置がされております。前年度も予算計上されて最終的に補正をしたという経緯があるようですが、その辺の内容。

それから22ページ、国庫補助金総務費国庫補助金の総務管理費補助金、市町村合併推進体制整備費補助金、先ほどの総務課長の説明では2億4,000万円があって、それから850万円執行

して残りの分だと。これは何に使うんですか。そこら辺の説明がなかったものですから、確認したいと思います。

それから、そのページの中段の5目土木費国庫補助金、この中で道路橋梁費補助金がございます。社会保障整備総合交付金ということで、総務課長の説明では何本かの町道路線の整備だということで補助率65%を理解しておるんですが、あとの35%ですね、それはどういうふうに、横断1号線は合併特例債でこのように措置されているようですが、この補助以外の財源についてどのような措置をされるのかお伺いしたいと。

それから、25ページの県支出金県補助金の4目農林水産業費県補助金の中の農業費補助金の中段にあります東日本大震災農業生産対策交付金、説明によりますと堆肥の散布に対する補助だということでございますが、以前伺ったお話によりますと、堆肥はいわゆる基盤整備の分ですね。堆肥は1回分だけなんだということなんですが、その1回だけの分というのはこの散布とまたニュアンスが違うのかどうか。散布に対する補助金なのかどうか確認したいと。

以上4点お願いします。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、保育所関係の部分についてご説明を申し上げます。

最初に歳出の説明をした方が話しやすいので、そのように説明をさせてもらってよろしいでしょうか。

19節子どものための教育給付費負担金という経費につきましては、施設型給付を行いますひがし幼稚園それからマリンパル、プラス広域入所における町立保育所になります。この辺の経費でございまして、公立の広域入所の施設については交付税措置とされてございます。それからひがし幼稚園、マリンパルにつきましては補助率が国が2分の1、県が4分の1、市町村負担が4分の1といった内容でございまして、それぞれ国庫、県の補助金に計上しているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 合併の補助金について特定財源と申しておきながら充当先を申し上げませんでした。大変失礼いたしました。今回1億9,815万円の計上でございますが、全部で8つの事業なんですが、大きな事業を特に申し上げたいと思います。まず不動産の鑑定業務を行いますので、防集関係で不動産の鑑定業務に540万円くらい、一部大きいのが町道の台帳整備、これが約9,000万円ございます。それと名足小学校のプール建設の工事の設計業務、約500万円。平成の森の野球場の改修の設計業務、約3,000万円でございます。最後、総合体育

館の修繕工事で5,500万円ほど。これらの財源を合併補助金を使って行う内容でございます。

国では、平成28年度中の交付を受けないと来年度以降合併補助金の交付はできないということです。そこでございますので、今回計上する残り3,300万円何がし残りますけれども、これはいずれ建築工事が入る名足小学校のプール建設工事の財源とする予定でございます。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 県補助金、東日本大震災農業生産対策交付金でございますけれども、これにつきましては堆肥散布の事業に対する県補助でございます。歳出では農業振興費にあります委託料で被災農地土壤改良委託料ということで計上させていただいておりまして、堆肥散布に対する県補助ということでございます。

対象は圃場整備地区も含めての事業となってございます。

○委員長（高橋兼次君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 道路財源の部分について答弁が漏れておりましたので。社総交の事業の補助払いについては基本震災復興特別交付税の対応となってございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 そうしますと子どものための教育保育、これは広域入所も入っているということですね。それでひがし幼稚園、マリンパルに対しては国が2分の1、県町がそれぞれ4分の1ということで、前年度も予算措置していますよね。減額補正していますよね。そこら辺の経緯をちょっと。そして私申し上げたいのは、ひがし幼稚園もマリンパルも幼児教育あるいは保育という目的、若干のニュアンスは違いますが、施設に対する補助金ということでございます。それで議会にも出ておりますが、あさひ幼稚園に対する施設に対する支援という形もございます。そこで町長、その辺どのように考えているか現時点でお伺いしたいと思っております。

それから、合併推進はわかりました。それから、道路もわかりました。堆肥ですが、参事、その私は1回だけと、堆肥の購入、散布。そういうふうに理解しているんですよ。それが再計上ということで補助金が出ていて、その辺の制度がかわったのかどうか、その辺の経緯をお話しください。

○委員長（高橋兼次君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 説明が足りず申し訳ありませんでした。

去年との予算比較ということですが、もう一つ説明をつけ加えさせていただきますと、13節の委託料、委託料のほうで支払いをします子どものための教育保育給付費委託費につきまし

ては、広域入所のうち、私立の部分は委託経費と、それ以外のものについては負担金補助金という支出科目になってございまして、昨年度におきましては、ここの私立保育所の見込みを多く計上しておりましたが、実際公立保育所に入所する方がふえましたので結果として減額補正ということになっております。

○委員長（高橋兼次君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） あさひ幼稚園の支援の関係でございますが、あさひ幼稚園2点が要望が出てございます。土地の問題と財源的な支援ということが出ておりますが、土地の問題については何とか前向きに検討したいと思いますが、具体に財源の支援の問題については今後町としてもう少し検討させていただきたいと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 堆肥散布の件でございますけれども、まずもって圃場整備した場合にはそこで一度堆肥散布をしております。その次に行っておりますのが、こちらの事業を活用しての堆肥散布ということでございます。こちらの事業による堆肥散布につきましては1度ということになってございます。

○委員長（高橋兼次君） よろしいですか。佐藤委員。

○佐藤宣明委員 平成27年度の補正は広域入所に係る部分だと理解してよろしいんですね。理解しました。

それから堆肥ですが、何かよくわからないんですが、圃場整備に対する堆肥、これについては整備段階というか使用が始まる前の1回だけですよと私理解しているんですよ。それがまた堆肥という形で出ているものですから、散布という説明ですから、堆肥を購入するのと散布するのと違うのかなと今思いをしたものですから質問しているんですがね。その辺の質問です。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） こちらの被災農地土壤改良委託料で散布する堆肥散布につきましては、1度ということでございます。散布までやるということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 佐藤委員。

○佐藤宣明委員 土壤改良のための、最初に投入したやつとは別ということですね。改めて土壤改良のための堆肥散布という理解でよろしいんですか。はい、わかりました。

それから町長、大変請願が出ている中で質問をしてしまいました申し訳ございませんが、一方で私立と、こども園移行にもなっていないという状況の中でのそういう施設の整備という

ことでございますので、一つその辺最大な配慮を持って臨んでいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

終わります。

○委員長（高橋兼次君） ほかにございませんか。山内昇一委員。

○山内昇一委員 それでは22ページをお願いします。3番の衛生費の国庫補助金の中で、浄化槽の交付金事業補助金というのがあって、先ほど課長の説明によりますと40基ですか、あつたと思います。それで現状の進み具合の中で、今後の見込みというのがあつたらお願ひしたいと思います。現在何%くらいのことかも一つお願ひしたいと思います。

それからその下の住宅費補助金、これ土木費国庫補助金の中で、木造住宅の耐震診断の補助助成及び住宅の耐震改修工事の補助金といった名称なんですが、この辺は一体これ町の新しい住宅ではなく、我々みたいな古い住宅を対象としたものだと思いますが、この辺の実績等はどうなっているのか。それから広報とか、そういったことももしわかりましたら、1基当たりどのくらいの費用がかかるのかといったことも、もしおわかりになりましたらお願ひしたいと思います。

それからちょっと飛んで26ページなんですが、農林水産産業県補助金の中で、森林病害虫防除事業の補助金、森林環境保全もありますし、復興木材の供給対象補助金として、3つほど項目があります。この中で昨年の実績から、今回の面積がどの程度あるのか、今までの効果といいますか、実績はどうだったのか。近年頻繁に浸食されているような感じなんで、その辺ちょっとお願ひします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 22ページの合併浄化槽の関係なんですが、ここでいう合併浄化槽についてはこれまでと通常補助というものでございまして、ほとんどここ数年、年間40基程度で推移しているという状況でござりますし、今後においても、このほかに復興交付金事業として低炭素社会対応型浄化槽補助というものが後ほど出てきますが、来年度が一つのピークに差しかかるということで、来年度につきましては470基分を予算計上しているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 耐震診断でございますけれども、毎年10件ほど予算化をしてございます。それで、平成27年度の実績とすれば1件のみという状況でございまして、震災以前であればかなり数多く対象となる建物がございましたが、残念ながら津波によりまして消失を

したということで件数は減ってございます。対象となります建物につきましては昭和57年6月以前に建てたものといいますか、建築許可をいただいた建物が対象となってございます。それと診断結果によって補強が必要だという建物につきまして改修工事の対象になるということでございますけれども、これにつきましてここしばらく2件ほど予算を計上しておりますが、平成27年度は対象はございませんでした。あと改修工事費でございますけれども、建物によってさまざままでございまして、50万円程度から300万円、400万円程度かかるものまでいろいろございますので、それは建物によってさまざまだということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） それでは、森林病害虫等防除事業補助金でよろしいでしょうか。こちらのほうですけれども、面積は平成28年度18.72ヘクタールということでございまして、場所につきましては総務課長がご説明申し上げましたとおり、神割、ひころ、田束、尾崎ということでございます。それで効果はどうなのかということでございますけれども、なかなか有効な手立てにつきましては、地上散布とか、松くいに関しましては樹幹注入とか伐倒駆除とかやっている状況でございますけれども、なかなか有効な手立てがないという状況にございます。

○委員長（高橋兼次君） 山内委員。

○山内昇一委員 今説明いただきましたが、合併浄化槽、これは新しいのは低炭素型といったものを導入する47基ですか、そういったことで、今新しく高台移転ということで、造成がなされています。そういう中で、もっと伸びるのかなと思ったらあんまり数字的には二桁台ということの中でどうなのかなと思ってお聞きしたんですが、別補助金の中で多分あるんでしょうけれども、できるだけこういったものが伸びてくるとまちづくりもどんどん進んでくるのかなといった目安にもなりますし、どんどんこういったものは伸びてくるようにPR方、ハウスメーカーですとこれは最初から導入されているからその辺はカウントされないのかどうか、その辺一つお願いしたいと思います。

それから、2つ目の土木の耐震のほうなんですが、1、2件という課長のお話でしたが、もう少しPRが足りないのではないかでしょうか。全てが津波で古いうちが流されたわけでもないし、もう少しPRをしていただければ該当する方もおられるかと思いますし、この先震災も災害もないとはいえない状態ですし、耐震については十分やっぱり皆さん気遣っておりまし、ぜひこの辺もちよっと、もう少し頑張っていただきたいと思います。

最後になりましたが、森林のほうですが、この病害虫ですね、実績がなかなか判断できないといいますか、確かに私この前お話した分は、1本は伐採しました。そういった中で1本なんとかかろうじて残っているというような状態ですし、山を見ますとかなりどこでも松くい虫等が頻繁に合います。しかし、やっぱり保全対策は継続して1、2年で諦めるのではなく、やはりもう少し防除体制をしっかりとやってもらうほうがやっぱりいいと思いますので、一つその辺の今後の見通しといいますか、検討をお願いします。

○委員長（高橋兼次君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 思ったほど伸びていないというお話でございましたが、先ほどの説明の中の後段で申し上げましたが、通常の被災をしていない方々の浄化槽整備については毎年度大体40基程度で推移をしてございますけれども、被災を受けた高台に移った方々のための事業、低炭素社会対応型浄化槽事業につきましては、来年度470基、単年度で470基でございまして、それ相当に伸びてきていると。今年度末で低炭素社会対応型浄化槽については、今年度末の予測では521基まで伸びてきている状況でございますので、ただ、来年度が一つのピークに差しかかろうという予測をしてございます。それと、ハウスメーカーの浄化槽というお話でしたが、浄化槽、ハウスメーカーではつくってございませんで、ハウスメーカーが浄化槽メーカーを採用しているという状況でございますので、一つの低炭素社会対応型ですと一定の省エネが果たされる性能のものであれば、この交付金事業でも適応できますし、当然のことながら被災を受けていない方も通常の浄化槽の整備で助成をされるということでございます。

○委員長（高橋兼次君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 耐震診断につきましては、震災前、やはり申し込みが少ないということで地区を定めてローラー作戦といいますか、チラシを持って1戸1戸訪問させていただいておりました。しかしながらなかなかご理解をいただけないケースが多くて、1人当たり20軒前後目標として2日かけて、それぞれお話を聞いて申込みいただくという手法を取らせていただきました。それが志津川地区と歌津の伊里前地区でそれぞれやらせていただきまして、確かに20軒ほど2日かけて申し込みいただいたという記憶がございます。そこまではいいんですが、実は大事なのが診断することではなくて工事をすることなんですが、そこにいくとやはり工事費の問題があって、なかなか実施をしていただけないというケースがございました。というのは、今回1戸当たり50万円なんですが、限度額が50万円でございまして、補助率が2分の1で限度額が50万円ということで、100万円まであれば50万円の手出しなんです

が、それ以上越えた部分については全て手出しになるという制度でございますので、先ほど申しした中には300万円、400万円かかる方も実はいらっしゃいまして、それが耐震だけとして、そのほかにリフォームもしたいという方も中に当然いらっしゃるわけなんで、そうすると新しく建てた方がいいなというケースも十分ありますので、なかなか難しいかなとは思っています。それと、比較的この地方、地盤がいいものですから、震度5がでてもなかなか実感として倒壊するというのが、なかなか実感をされていない部分がどうしてもございます。その辺をどういうふうなご説明をしてご理解をいただけるようにするか、今後少し検討させていただければと思っております。

○委員長（高橋兼次君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐久間三津也君） 松くい虫関係でございますけれども、今後とも地上散布、樹幹注入、それから衛生伐等、こうした事業を導入しながら松くい虫防対策をしてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（高橋兼次君） 山内委員。

○山内昇一委員 課長の明細な説明を受けてわかりました。特に浄化槽につきましては来年は三桁ということもありまして、またハウスメーカーではハウスメーカー独特のものもあるかないかは私も確認はしなかったんですが、これら地元のものが、業者がやるということになればそれも地元の繁栄といいますか、地元の業者の仕事につながるでしょうから、これはいいと思います。もう一つ、林業関係のこの松くい虫の防除につきまして、なかなかこれは相手が虫ですからね、小さな虫といいますか、そういったことで対応には大変苦慮していると思いますが、防除しかないので消毒、殺虫剤の散布あるいは樹幹注入や、そういったことの手法しかないはずですので、途切れなくやってもらうしかないと思います。今後も一つよろしくお願いします。

以上です。

○委員長（高橋兼次君） ほかに。お待ちください。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（高橋兼次君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明15日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。  
本日はこれをもって延会とします。

午後 3 時 42 分 延会